

議事日程第2号

令和4年6月14日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 田中 克典	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 高木 雅春
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 渡辺 一直	上下水道課長 可児 英治
建設課長 石原 昭治	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 井戸 芳枝
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。

なお、ジャーナリスト 井澤宏明様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

また、発言は議長の許可を取ってルールを守ってしっかりとやり取りしていただきたいと思ひます。

まず初めに、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日は珍しく1番バッターであります。しっかり頑張っていきたいと思ひます。

本日は、大きく1点についてのみ質問をいたします。

リニア残土について、町民への説明の在り方と解決策についてでございます。

平成26年から、リニア残土に関する質問を続けてきました。今回で13回目の質問になります。傍聴者の方の中には、なぜこれほど回数を重ねるのかといぶかしく思われる方もいるでしょう。リニア発生土をどう扱うかは、町の将来に影響を及ぼしかねない大問題であるからです。私たちの子孫に、なぜあのときにあのような決断をしたのかと思われるような禍根を残さないためにも、私たちは目を背けることなく直視していかなければならないと考えるからであ

ります。

ちょっと原稿には書いていないですけども、私がこれだけ重ねる理由の中の一つに産廃のときに、あのときは木曽川の問題でした。そのときに、賛成の方の中には、これが可児川だったら賛成とは言っていない大問題だと。しかし、これは木曽川だから自分たちには直接関係がない。でも、可児川だったら、これは反対しなきゃいけないということをおっしゃられる方があって、それは今でも心に残っています。今回は、この可児川にも大きく影響しかねない大問題だと考えているからです。

これだけ回数を重ねても、なお疑問に思うことや納得できないことがたくさんありますし、今回はこれまでと同じような内容の質問もあり恐縮ですが、質問をさせていただきます。

平成 28 年第 2 回定例会の一般質問で、町長は町民との合意形成をしなければならないとの答弁をされていました。しかし、その 6 年後の昨年 9 月議会では、当初より、これは町民に判断を委ねる性質の問題ではないと考えていたと答弁されました。180 度の方向転換です。なぜ、このように考えを変えられたのでしょうか。同じ質問を前にもしましたが、納得できないので再度質問をいたします。

昨年、令和 3 年 12 月第 4 回定例会では、町民との合意形成であります。1 つの答えを持って返るものだと思います。何も決めていない段階で合意形成というものはできないとおっしゃっていますが、平成 29 年第 2 回定例会一般質問では、J R の土、安全なものしか入れない、ちょっと進めようかなという話になったら町民にも説明を開始すると答弁されています。また、そして令和元年第 4 回定例会では、広報を通してか町民との対話の場で説明したい。現段階では決まっていないことも申し上げたいとおっしゃっているではありませんか。決めていない段階で町民との対話をすると言っておられたのです。最初は、町民との合意形成をと言われていたのが、町民に判断を委ねるものではないとの見解に変わってきたわけです。

最終的な判断は町長がされるものだと思いますが、判断される前に説明し、意見を聞かれています。産廃の経験がある町だからこそ、そして町民の命と安全に関わる問題だからこそ、より丁寧に町民に説明をし、意見を聞くべきではありませんか。フォーラムが開催されましたが、フォーラム以前の問題です。そして、このことはフォーラムの中でも町民の間から何度も指摘をされています。

美佐野自治会は、前にも申し上げましたが、安全なものしか受け入れないという町長を誇らしく思っていたと要望書には書いているではありませんか。町民に説明もなく、意見を聞くこともなく受入れの判断をされたことは、町民の思いを裏切る行為であり、行政への信頼の失墜を招いたと私は思っています。民主的なやり方ではありません。

1 点目の質問です。

町民との合意形成をしていくと言われていたのに、町民に判断を委ねるものではないと言われ、説明も意見も聞くこともせずに受入れを前提として協議に入ることにされたことについての見解を伺います。

これが1点目でございます。

2点目です。

私は、要対策土の受入れについて、昨年12月第4回定例会でも質問をしています。町長は、少なくとも行き場があるのであれば私はそうやって言うつもりです。それは探すのもJRの仕事だと思いますので、そういう提案はずっと続けていきたいと答弁されています。上之郷小学校での意見交換会でも同じことを言われていますし、行政懇談会のときも同じような質問が出ています。これはとても重要なポイントですので、再度質問いたします。

JRは、御嵩町が持ち出してくれと言われれば持ち出すと言っているわけです。町長は、JRとこの点について協議はされましたでしょうか。持ち出すところを探すのはJRの仕事だとおっしゃいました。意見交換会のときは、今後JR東海とそれを持ち出して受け入れるところがあるなら、それはそれで探してくださいと言っていきますとはっきり言っておられるわけです。しかし、片方では受入れ前提と言われていています。これはどういうことなのでしょうか。

これについての見解を伺うのが2点目でございます。

3点目です。

要対策土の受入れを前提としてJRと協議に入る理由の一つに、反対の声はあれど解決策はないことが上げられています。受け入れるしか解決策はないと思っておられますか。よそに有害な残土を押しつけられないと言われるわけですが、ほかにも方法があります。そのことは御存じでしょうか。

議会の答弁でも、JRに言っているのは要対策土は半永久的に残っていくということになりますから、要対策土を安全土に変える技術というものを研究してくれないかということですが、実際に要対策土を処理して無害化する事業所が存在をしています。よその土地に埋め立てることや、認められてはいますが汚染のリスクがある海への埋立てでないやり方もあるわけです。要対策土を受け入れないということをJRに伝えれば、どう処分するかはJRが判断することではあるとは思いますが、環境モデル都市であり、また過去にも産廃問題で苦しんだ経験のある御嵩町であればこそ、住民に不安を抱かせることのない処理するやり方を逆にJRに提言してもいいのではないのでしょうか。

これが3点目の質問です。

以上、本日の3点の質問です。御答弁をよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

大変多くの傍聴者がお見えになっております。きちんと答弁していきたいとは思っておりますけれども、過去に 13 回受けた質問ですので、もう説明済みのところはたくさんありますから、そういうふうに御理解いただいた上ではしよる部分もありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

フォーラムでお配りした資料の中に私が判断した経緯、そして理由もしっかりと述べてきましたので、それを見ていただければほぼ分かる質問であります。説明責任をほとんど果たされない岡本議員が、説明責任をこれだけ人に求めるといふことには大変違和感を感じながらこの場に立っております。

それでは質問だかに入る前に、1 点申し上げておきます。

岡本議員は、もう受入れを決めたと、そういう表現を使っておられますが、これ言葉遊びではなくて、私は受入れを前提として協議に入ると言っています。フォーラムもその協議の一つであります。先ほど申し上げたように、私が考え方が変わったといひますが、仕方がないなど思わざるを得なかった理由等々はいろいろありますけれども、それについて根拠があつて言っているわけですので、私の根拠としたこともそこに書いてあるはずですので、ぜひそれを読んでいただいて、私が漏らしているようなことがあつたらフォーラムでどんでん言っただけでいいといふふうに思っております。私は、前提としたといふ言葉を使ったのはメッセージ性も投げかけているわけですから、ぜひそのように受け取っていただきたいと思ひます。

そして、今日は傍聴者がたくさんお見えになると申し上げましたが、岡本議員の立場は一般の方とは違つて、心配であるとか不安だと、それだけで乗り切れる立場ではありません。議員さんですので、抽象的な理由だけで逃げていくわけにはできない立場であるといふことの御認識をしていただきたいと思ひます。それは、議員歳費をいただいている者の責任であります。そういう認識の中でお考えいただきたいと思ひます。

フォーラム、本当の目的とはちよつと違つたように、私が何で考え方を変えたのかと、そればかりが多く出たわけですが、本来の目的は町民からの不安な要素を具体的にお聞きするといふ場で受け取っていただけたらありがたいと思ひます。私も完全な人間ではありませんので、考え方を考えるに至つた理由等々で足らないもの、不安を払拭できないものがあるとしたら、そこを指摘をし、J R 東海や専門家に聞いていただくのが一番やり方としてはスムーズに議論が進む方法であると思ひます。

1点目の質問、平成28年、そしてその6年後、180度の転換とされています。また、平成28年も出てきましたが、平成29年というのも出てきています。まず、時系列を整理しておきます。平成28年、同29年については、この時点で土が出てくるのは誰でも分かっておりますけれど、要対策土が出てくることは知らない、JRも認識していないという時点の話であります。以前の答弁どおり、健全な土の利用についてのみ答弁をしております。

そして、以前より御嵩町処分地がありますよ、残土処理の処分地がありますよというところは手を挙げてくれという募集がありましたので、JR東海には安全な土とされるもの、基準値以下の土を受け入れるならありますよと。そのほか難しい話があるなら、御嵩町は難しい町ですからいろいろ時間がかかりますよということを伝えております。その上で、難しいテーマの受入れは100%決定するわけではありません。お断りするかもしれませんとも伝えております。これは以前の答弁でも言ってきたことであります。

そして大きな節目、これは一つあります。

それまでの平成28年、平成29年、それ以降に節目が多くあったことを岡本議員、忘れてはいけません。令和元年に唐突に伝えられたこの要対策土について、私自身がその後調べた結果、私には6月20日、説明がありました。しかし、そのときの説明では、美佐野地区の民有地の平場造成に、これ町有地が半分ぐらいありましたけれど、要対策土を入れたいという話でありました。下に要対策土が入っているのが分かっている、うちは工業団地を造りたいなあと思っていましたので、そんなところに工場を建てたいところがあるだろうかという反応ぐらいでしたが、民有地を有効活用したいとの話は地権者代表から町長就任直後から要望をいただきました案件ですから、地元の方の思いに応えたいとの考え方で、地元が主であり町が従の関係として考えておりました。美佐野の方々はそれで返事をしたんだろうかということでもあります。ただし、そこでああそうですかと言ったわけではございません。先ほど言ったように、こんなところに工場を建てるところがあるだろうかという疑問は投げかけております。

次に、JR東海から提案があったのが、令和元年8月30日、町議会への説明でされた方法であります。私も、その数日前にJR東海から説明をしたい、ほかは仮処分という言葉は使われるんですが、御嵩町にだけ最終処分という言葉が使われましたので、私はちょっと驚きました。事前に説明をしておきたいと数日前にJRからアプローチがありましたので、こんなことを事前に説明を聞いたらもう出来レースをやっているのと同じだと、私はそんなことは聞かないと、議会と一緒に聞きますという返事をいたしました。

非常に唐突感ではありますが、逆算していくとJR東海は少なくとも私が見ている限り、自社のロードマップ、工程ですね、そのとおりでしか仕事をされません。地元の都合は、頭の中にないという企業かなということを感じております。信頼性は法のみと信じている方々でありま

す。人間社会、そんなものでは成り立っていないと思いますけれど、確かに遵法精神で仕事はしていく、そういうことになると思いますが、人と人の信頼関係というのはそれだけではトラブルのもとになっていきます。

それが令和3年7月15日、先ほどもロードマップの話を行いましたけれど、発生土について県期成同盟会の決議の中の6に、沿線自治体及び住民に丁寧な説明及び情報提供に努めることを求めています。加えて、マスコミによって伝えられました知事発言では、スケジュールありきではなく、出てきた課題は一つ一つ解決して納得し得る、そして前に進めていきたいというコメントがございました。

2つ目の節目が、これは紛れもなく昨年9月の定例会、山田議員への答弁、受入れを前提に協議に入る。理由は何度も答えたとおりであります。フォーラムが重要な合意形成の場であるとも考えております。第1回目のフォーラムでも明らかになったことがあります。これは2点目の質問への答弁であります。

議員が度々発言されている処分地について、JR東海は現在はないということでありまして。そして、要対策土の処理であります。これは、処理事業者には容積処理能力はないということも答えております。私はそういう確認をしてほしいというのが、フォーラムの趣旨であります。それでは2つのことが分かります。

そのほか、私がなぜ態度を変えたのか、そればかりに終始してしまいましたが、科学的に質問していただければ、何が心配なのかということを確認していただければ、もっと有意義なフォーラムになるかと思っております。第1回目を開きまして、私は針のむしろにいましたけれど、少なくともフォーラムの必要性は十分感じておりました。

3点目の答弁です。

提言は、ほかがあればよそへ持って行ってくれ、もう一つ、私はかなり早い段階からJR東海でもこれから名古屋までできて大阪まで行くんでしょう、そこからはやはり要対策土も多く出てくるでしょう。JR東海自身でその処理方法というものをきちんと開発したらどうですかということも提言をしています。そして、50年も100年も残ると皆さんおっしゃいますけれど、確かにそうなるかもしれない。しかし、そうした技術はとどまるところは知らないほど発展していきます。それが10年、20年で開発できたとするなら、御嵩町の残土を処理してくればいい、そういうことをずうっと提言しております。何でもはいはい言っているわけありませんので、ぜひそういう点は御理解をいただきたいというふうに思います。

最後に1つお願いをしていきます。

環境モデル都市という言葉をやゆして使わないでください。一生懸命考えて、みんなが頑張っているんです。環境モデル都市だからといって、逆にじゃあ要対策土をよそへ持っていけ

と、そういう論理は私は成り立たないとも思っていますので、真剣に考えていこうと思っ
ただけであります。以上であります。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、住民への説明をなぜしなかったのかという理由について、町長ははっきり答えられて
いません、そのところを。なぜ町民に説明されなかったのか、そこをもう一度お答えいた
だきたいと思います。これフォーラムのときは、町長はコロナで開催できなかったというふう
に言われました。

まず1つ目の再質問です。

そのところですね。なぜ町民に説明をせず、去年の令和3年の第3回定例会で住民に判断
を委ねるものではないと変えられた、そのところ1点のみ、簡単にお答えいただけますか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

コロナ禍でいかに人を集めることを避けてきたか、どのくらい真剣に感染者が出てこない、
拡大しないように行政が頑張ってきたことを岡本議員、もう少し認めていただきたいと思いま
す。この2年半余り、人が集まるということ自体が悪とされてきた。その代わり広報など、私
がいわゆる変説したと言われる分については説明をきちんと書き、皆さんにお伝えしている、
手段がそれしかなかったということ。

昨年7月でしたか、JR東海が説明会をやると言ったときに、私は報告ですので、住民でお
やりになるならそれは仕方がないなど。だけど、私は反対だとはっきり申し上げた。職員にも
一切関わるなど。そんなところで感染者が出たら問題が別の問題になるということで、関わり
を一切持たないようにしたという事実もあります。

御嵩町で何十人も集めたイベントは、少なくともこの2年半やっていませんので、コロナ、
コロナで逃げているわけではございません。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

コロナでということなんですが、先ほど町長が岐阜県知事発言でスケジュールありきではなく丁寧な説明をするようにということをおっしゃいました。それで、確かに御嵩町ではコロナ禍で人を集めるということをととても慎重にされていまして、そのことでは理解したとして、じゃあ、これすごく大事なことですよね。御嵩町で、この有害な要対策土を町有地、可児川の上流に受け入れるかどうかという、受入れ前提とは言われますが、そこの非常に大きな節目です。そのところで、コロナが理由でできないというのであれば、スケジュールありきではないということをおっしゃってるわけですから、なぜじゃあもっとその時期をずらさなかったのか。町長が表明される、受入れ前提で協議に入るという表明が去年の9月ですけれども、なぜもうちょっとずらさなかったのか。コロナが収まってから、このようにフォーラムが始まったわけですけれども、そのところが分かりません。なぜ時期をずらさなかったのですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それまでも、議会の皆さんに対して全体に全員協議会という、形はどうか記憶にございませんけれど、説明会がJRから直接あった。それは覚えてみえますか。

11番（岡本隆子君）

はい。

町長（渡邊公夫君）

内容は覚えてみえますか。

11番（岡本隆子君）

はい、分かります。

町長（渡邊公夫君）

議員は町民の代表です。JR東海からしてみれば、町民の代表の皆さんにまず説明をさせていただいてという、そういう気持ちがあるかと思います。少なくとも、令和元年8月30日以降、そういうことを重ねてきているのは事実であります。私が、去年の9月に答弁として受入れを前提としてという言葉を使ったのは、コロナ禍であったならもっと先伸ばせという発想は、私にはございませんでした。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

では、どういう方法であれ、やり方は幾らでもあったので、説明会を開催すべきであったと、

説明会なり説明をするべきだったと私は考えます。

そして、町長は広報などで説明したと言われますが、あれは町民への説明には値しないものです。なぜならば、地図も出さなければ全体の概要、そういったものがきちっと出ていない中で、町民には理解できません、どういう計画なのかは。

それと、町長は議員に説明した、全協で説明したと言われますが、これは町有地に関する行政が説明しなきゃいけないことですよね。議会じゃなくて、決めるのが行政、行政が説明しなきゃいけないことです。それを議員に説明した、全協で説明したから、じゃあおまえたちが説明、町民に情報提供すべきではないかというのは、それは違うと思います。

それから、町長は今、全協を覚えているかとおっしゃったんですが、確かに大きな節目は令和元年8月30日、一番最初に町長が、私たちも一緒ですけれども、要対策土を町有地に受け入れる、JRのほうがそういうふうに出てきたわけですが、この後、4回JRから説明を聞くんですけども、令和2年の11月5日、第3回目の説明会のときにこういうところがあります。御嵩町内に恒久置場の設置を検討している理由ということで書いてありまして、対策土は鉄道施設などの自社用地内での封じ込めにより対応することを基本とし、自社用地の確保が難しい場合は、行政から許可を受けた専門業者への持込み等により対応することが当社の考え方ですと言っています。

ですから、こういうふうにJR東海が言った段階で、これ令和2年の11月です。ここで自社用地で封じ込めによる対応をするけれども、用地の確保が難しいときは、その専門業者に持ち込みますよということを言っているわけですよ。この時点でなら、JRはもう自社用地にしないと要対策土を埋められないと言っていますよね、方針で。だから、先ほど町長が言われた民地を要対策土にする賃貸でというのは、私は無理じゃないかなと思います。

今ちょっとそれは置いて、ですから、このJRが4回説明した中の3回目の後ですよ。断れたんじゃないかなと。この時点で町長は、ここではっきりと言えたんじゃないかなというふうに思います。その2番目のところで、県から情報提供をいただいた美佐野地内の2か所の発生土置場候補地は、トンネル発生土が搬出される坑口近傍に位置しており、当該地に対策土を含む美佐野工区の発生土全量を搬入することで、公道つまり国道や町道を使用する必要がなくなります。そして、工事用車両の往来を少なくでき、道路負荷や環境負荷の面で地域にお住まいの方々への影響も少なくなりますというのがあります。

この間も環境負荷の問題が出ましたけれども、この時点できちんとここに対応していれば断れたんじゃないかな、御嵩町では難しいということが言えたんじゃないかなというふうに思いますが、そこは町長、どういう見解でしょうか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まず、人の集め方でありますけれど、再三私が岡本議員に行政としては人を集めないけれど、岡本議員がコロナ禍で責任を持ってお集めになるところで呼んでいただければ、私はいつでも出かけます、そういう返事はしたはずです。なかったわけではないと思いますよ。行政として企画するわけにはいかないということを申し上げつつ、議員の皆さんが出てこいとおっしゃるなら行きますよという返事はさせていただいておりました。

次に、業者への持込みでありますけれど、2点目、3点目、同じようなロジックになるかと思えますけれど、現実的に考えて業者に持ち込みということは、数年あれば産廃処理業者が土地を買って処分場にすることはできますので、少なくとも民有地になるのか公有地になるのかは分かりませんが、民有地をどこかで買われてすぐそばで処分をしていくという方法は十分あり得るかもしれないとなったほうが危ないかなあということは感じておりました。

むしろ、困りますけれど、御嵩町の公有地を云々という話のほうが安全性は高いのではないかということも思ったのも事実であります。90万立米、実質はその半分ぐらいだろうと思えます。5メートル入れたら5メートルかぶせると、安全土を、健全土をかぶせるといっていますので、全量からいけば半分ぐらいになってしまうんでしょうけれど、それでも90万立米をダンプカーで持ち出すというのは大変な国道の通行量になるということは予想できます。それらを、今度は沿線住民の方々がどのくらい迷惑をされるのかということも考慮していくと、今のところ処理能力のある企業がありませんので、どこかに積み上げていく。どこかに積み上げていくということは、その地域でのまた封蔵になりかねない。それらを多々考えた上での受入れを前提として協議に入り、町民の皆様にも言いたいことは言っていただいて、それはJR東海及び専門家に分からないことを聞いた上で、前提をいつ外すか、反対に転じるのか、私はフォーラムの出来次第だと思っていますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今、町長は、トラックで持ち出すことよりも安全性が高く環境負荷が少ないということをおっしゃったんですが、これ実際にこの時点で何か科学的な調査とかされていますか。実際、トラックと町有地にこの要対策土を処分した場合のお互いの負荷の大きさといいますか、そういうのは何か、どういう判断でトラックで持ち出すよりも埋めたほうが負荷が少ないというふうに町長は考えられたんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今申し上げたように、使うのはダンプカーになるだろうと、そうすると 10 万台ぐらいが往復することになります。国道を中心にとということになるんでありましようけれど、JRは多分そこは物すごくしたくないことではないのかなと、そう感じているんだろうなど。沿線住民も、そういう意味では、毎日毎日ダンプカーが何台通るか分かりませんが、少なくとも 10 万台は必要とされている。お金の問題でもないような気がします。どうやってトンネルから掘った土をその処分地へ運ぶと思いますか、岡本議員。

議長（高山由行君）

それは反問と受け止めていいですか。

町長（渡邊公夫君）

反問並びに確認です。

議長（高山由行君）

岡本議員、確認よろしいか。

[11 番議員挙手]

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

ただいまの反問は、どうやってトンネルから出た残土を持ち出すかということですか。

町長（渡邊公夫君）

処分地に運ぶか。

1 1 番（岡本隆子君）

処分地に運ぶか。

処分地というのは、町外の処分地のことですか。

町長（渡邊公夫君）

はい。

1 1 番（岡本隆子君）

それはもうトラックしかないと思います。トラックで運んでいただく。町外の処分地にベルトコンベヤーでというわけにはいかないの、当然トラックでということになると思います。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

現在、計画されている処分をしたいと言っている場所には、ベルトコンベヤーで運ぶ予定で
すと聞いています。確定的ではありませんけど、何かのときにそういうことをJ R東海が発言
をしています。

そういう意味では、運ぶことが環境への負荷になるのはどちらも負荷は大きいですが、
少なくとも人への負荷というのはかなり軽減されるんであろうということは思います。以上で
す。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

この問題については、ここで町長とどっちが負荷が大きいとかいうことを議論しても仕方が
ないですので、またフォーラムの場でこういったことについては具体的な数字を出していただ
いて比べるということではないかなと思います。

それから、2 番目の要対策土のほうですが、これはこの間のフォーラムで田中参事のほうか
この要対策土についてですけども、フォーラムでこういうふうの説明されました。J R東海
のほうから先ほども説明がありましたが、今現在で持ち出せるところがないと聞いております。
持ち出せるところがないという前提となると、ではどうしようかというところで、町長の話にも
ありましたが、安全性が確認された上で受け入れるしかないとの形で判断しておる。

受け入れるところがないという前提でというふうに田中参事は説明されておりまして、その
後、司会者やファシリテーターの方の発言の後、J R東海のほうが、持ち出すところがないか
ら御嵩町に置きたいと言っているのではなく、環境負荷を考えると一番御嵩町の置場がよいと。
そしてその次です。要望があったところがあって、ちょうど条件も合致すると。それで安全に
対策土を封じ込めるとするのがよい方法だと思って御理解を得ようとしているだけでありまし
てというふうに答えられていますね。

ですから、こことても重要なところですね。まず、町長は何度も持ち出すところがあれば持
ち出してくださいとJ Rにお願いをしていきますということをおっしゃっているんですが、実
際に具体的にJ Rとどういう話をされているのか。じゃあ、実際に処分場になるところがない
のか、本当に持ち出すところがないのか、御嵩町は持ち出すところがあれば持ち出してほしい
と伝えているのか、どういうことを協議されているのかということ町長、お伺いします。ど
ういう協議をされているんですか、J Rと。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私は、J R東海の言った要望のあるということの解釈は、そういう要対策土であっても、もらえるならもらいますよと手を挙げて要望をしたと。それが2か所あって、その2か所がもう埋立てが終わったので今のところはありませんという答え方をしたと私は解釈しています。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

この要望があったというのは、御嵩町が要望したのではなくて、うちが受け入れてもいいよという要望がよそであったという意味の要望ということですか。はい、ということだそうです。で……。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それで済まさないでいただきたいと思います。次回のフォーラムで、ぜひJ R東海に確認をしてください。一緒に聞いた2人でこれだけ解釈が違うんですから、そういうことにしておきますではなしに、ぜひ御本人に確かめてください。以上です。

〔11 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

また、これもフォーラムで確認をしていきたいと思いますが、今の具体的に持ち出すところがどうなのかということですね。J Rと町長は、ここすごく重要なところなんです、はっきりお答えいただきたいんですが、町長は何回も持ち出すところがあれば持ち出してくださいとJ Rにずっと言い続けますとおっしゃっていますね。その話を実際にJ Rとどういう協議をされているのか、実際に処分場がもうなくてJ Rが持ち出すところがないというふうに言っているのか、なので御嵩町にという話なのか、どういう具体的な話をJ Rとされているのか、それについてお答えください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今確認をしました。おおむね月に1回担当者レベルで話をしている。事務打合せですので、

私と会う日をいつにするかとかそういうことでありますけれども、これまでほとんど私も1年に1回か2回しか会っていません。会っていませんけれども、そのたびにそういうことは言ってきた。最後の最後、先ほど答弁の中にも使いましたけれど、美佐野地区の平地造成をするためのその一番下の部分に要対策土を入れたいというのが、6月20日に初めて具体的に示されたということでもあります。まだまだ本気の話ではなかったと。向こうは本気でしたけど、私が確認するほどの内容ではなかったと、私自身は感じました。それ以降、私がかかなり厳しく言いますので、結局は一つまとめてシートで包み込んで密封をするという形に変えて提案をしてきたということでもあります。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今のお話ですと、担当者が事務レベルの話でしていると、持ち出してほしいということは伝えてあるということですのでよろしいですね。

それですが、町長が、これ実は去年の12月7日ですね、第4回定例会の後の一般質問の後の記者発表の場でも、このことは非常に後の報道記者さんたちと町長との中で問題になっていたことなんですが、実際町長が受入れ前提で協議に入るというふうにおっしゃっている以上、JRのほうが、じゃあもう御嵩町でお願いできるんじゃないかというふうに思うんじゃないですか。当然、JRがそれに対して真剣に、じゃあどこかどうしても御嵩町が駄目と言うならよそで探さなきゃいけないというふうにはならないと思うんですが、そこはどのようなふうに町長、お考えなんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

先日、岡本議員が使われた、重要に受け止めるか受け止めないかは相手の勝手だと思います。ただ、私は重要であることだと思います。さっきも言ったように、大阪まで掘っていくわけですから、必ず要対策土は出てくる。出てくるものをどうするかというのはJR東海の、日本で最大の事業でしょうから、大きな大きなテーマになってくる。研究するのは当たり前じゃないのかなと。

ただ、いま一つ大量に処理をするといっても、ほぼ封じ込め、コンクリートで固める程度です。現物にコンクリート、セメントを混ぜて固めるという封じ込めという方法が取られる程度で、それほど期待されるものではないというのが事実であります。あとは、水を使っただけの処理

になるでしょうから、本当に私、すぐ近くにそういうところできて処理能力がないんで使えないんですけど、よく許可が下りたなど、地元は反対されなかったなど、新聞を読んだときにはそう感じました。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

時間も迫ってきましたので、ありがとうございます。

最初に、今日お聞きしました住民に説明ということですが、やはりそのボタンのかけ違いといえますか、町長の説明のなさ、それから住民の意見を聞くことが全くできていないということで、この間のフォーラムの一番最初のほう、前半ですね、やはり住民の不信感がとても強いわけです。そして、そういう信頼関係が崩れているといえますか、そういう中で、これから安全性の問題について、専門家も来てくださってるわけですからしっかりと議論をしていかなきゃ、専門家の方にお聞きしたいこともたくさんあるわけですけども、本当に町長が最初のところでやっぱり住民に説明をしなかった。コロナであるとはいえです。住民の意見を聞かずに受入れを前提とした協議に入ると言ったことは、本当に町長の大きなミスであると思っ

ています。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

岡本議員がしっかり 60 分使われましたので、私は簡潔明瞭にしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回の質問は、御嵩町薬師祭礼の継承についてであります。

その前に、5 月 27 日付、中日新聞朝刊の発言の欄、こんな記事を目にしたので紹介させていただきます。

「日本の文化を守る行動を」と題した中学 3 年生の女の子の記事です。

日本では、様々な文化が衰退している。ライフスタイルの変化によって求められるものが異なってきた、需要が減ってきたからだろう。文化の中心的人たちが高齢化し、後継者が不足

しているのも原因だ。何より一番の原因は、お金を生み出せないことだ。どんなにすばらしい文化であっても、収益がなければ存続ができない。小学生の頃に文化を受け継ぐ経験をしたとき、日本に貢献しているように感じた。日本文化を守ることは日本の魅力につながっていく。海外からの観光客も増え、収益にもつながっていく。だが、コロナ禍が流行している。それも文化衰退の原因だろう。だから、一人一人が気をつけていかなければいけない。文化も同じだ。日本の魅力がなくなるとどうなるのか、先のことを考えて行動することが大切だ。

この記事を読んで、小さいときから文化を学ぶ機会を持つことによって、子供の心にも文化の大切さが芽生えていくのだと感じました。

では本題に入ります。

薬師祭礼は長い歴史があり、1,000年以上にわたり受け継がれています。祭礼の起源は古く、江戸時代後期に書かれた大寺記によれば、長保元年（999年）2月に土地の人々によって行われたことに始まると記され、天下泰平、五穀豊穰を祈る祭礼で、願興寺境内でハエ追い（厄払い）、獅子舞、大山（動かない置山）でのからくり人形、曳山（山車）での稚児舞などが奉納され、今では毎年4月の第1日曜日に行われるようになりました。

平成30年（2018年）まで願興寺境内で行われていた祭礼は、本堂の大修理が始まり、翌年の平成31年（2019年）は規模を縮小し、中山道みたけ館の駐車場で行われました。その後、新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍の影響で3年中止を余儀なくされています。

薬師祭礼は、昭和54年（1979年）に岐阜県重要無形民俗文化財に指定され、同じ年に薬師祭礼保存会も発足し、全町の自治会の協力の下、継承されてきています。

薬師祭礼保存会は、平成11年（1999年）3月に伝統文化の保存と伝承の功績を認められ、平成10年度岐阜県伝統文化継承功績者顕彰を受けています。また、平成12年（2000年）に岐阜県の伝統文化を守り、これを保存・継承し、後継者の育成に努めているとして、ふるさと伝統文化師匠に認定されています。

しかし、保存会のメンバーの高齢化や後継者不足という問題を抱え、このままでは祭礼の火が消えてしまうことが危惧されています。保存会の中心メンバーの木村甲嗣さんによれば、この3年のブランクは大きい。私が元気なうちに若手の育成ができればよいのですがと話をされていました。

祭礼の見ものといえば、ほかの祭りとは一風違った大山と曳山の2つの山が組み立てられ、その上で笛・太鼓の奏でによりからくりや舞が披露され、祭りを一層盛り上げています。その大山と曳山は毎年組み立てられ、祭りが終われば解体され、願興寺本堂の床下で保管されてきました。その組立てと解体に相当な費用がかかり、町からの補助金などで賄われています。

願興寺本堂の修理で本堂が解体されたことにより、大山と曳山の保管ができなくなり、現在

は中山道みたけ館の駐車場で簡易な屋根にビニールシートで覆われ保管がなされているようです。保管状態が悪く、風雨にさらされるなどして木の腐りなど傷みが心配されます。

薬師祭礼は、民俗芸能として今日まで傳承されてきた御嵩町にとって貴重な文化遺産ではないでしょうか。御嵩町の子供たちが、このような伝統芸能がある御嵩に住んでよかった、大人になって御嵩を離れても薬師祭礼が楽しみで帰ってこられる、地元を忘れない、御嵩を思い出すという、私たちがそうであったように、いつまでも私たちの手で守り続けていきたいと願っています。

そこで質問ですが、1つ目、中山道みたけ館駐車場での大山、曳山の保管は、誰が見てもその保管状態はよくないと思います。仮の保管ではなく、永久に保存するための方策をどのように考えているのか。

2つ目、保存会の衰退により組織を新しく立ち上げようと、去る5月19日に会合を開かれたとのことですが、その内容と今後の取組についてお聞かせください。

3つ目、御嵩町を代表する薬師祭礼を今後も守り続け、後世に引き継いでいくためにも、町がどのように関わりを持っていくのか、その考えをお聞かせください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、奥村議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、御嵩町薬師祭礼の継承についての御質問のうち、1点目の大山、曳山の保存の方策と、2点目の新しい組織の会合の内容と今後の取組についてにお答えをさせていただきます。

御嵩薬師祭礼の歴史につきましては、議員御案内のとおり、1,000年以上の歴史を誇り、昭和54年には岐阜県の重要無形民俗文化財にも指定されている貴重な祭礼行事であり、薬師祭礼保存会が主体となって毎年4月の第1日曜日に執り行われております。

祭礼の内容は多岐にわたっており、中心の舞台となる大山と本堂と山門の間を移動する曳山が設置をされ、大山では真の物が行われ、曳山では奏楽が奏でられるほか、獅子の舞に続いて女装したハエ追いがシキミの枝葉を持ち、悪疫除きのため参詣者の頭をたたいて回るという一番の呼び物が登場をし、後に山も引かれるというものであります。

しかし、近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年から令和4年の3回

は中止を余儀なくされております。なお、令和3年と令和4年には薬師祭礼保存会の役員が集まり、最小限の催事のみを実施しているという状況であります。

それでは質問の1点目、大山、曳山の保存の方策をどのように考えているかについてお答えをいたします。

なお、先ほども触れましたが、祭礼の実施主体は薬師祭礼保存会でありますので、一義的には薬師祭礼保存会の意思、方針によるものであることを前提としてお答えをさせていただきます。

従来、祭礼に使用される大山、曳山は解体の上、願興寺本堂の床下に保存されてきましたが、平成29年度から令和8年度までの本堂改修工事に伴い、現在は中山道みたけ館の駐車場で屋根つきの仮スペースにて保存がされております。

大山、曳山の組立て、解体は専門の業者に委託して行うため、費用が高額であることや組立て、解体のたびに部材が痛むことなどが課題となっております。一方、今まで組立て、解体を請け負ってきました業者が撤退をしたことによりまして、さらに費用がかさむことも想定されます。

また、本堂修理工事完了後の床下での収納については、防災・防火面から難しいとされているため、保管場所、保管方法を検討する必要があり、新たな収蔵庫を整備するとしても、現時点で国・県による補助制度がなく、財源の確保が大きな課題であります。

町から薬師祭礼保存会への補助金について触れさせていただきますと、近年の通常年で70万円を支出しており、祭礼の開催には約200万円かかっている状況です。補助金で不足する費用は、町内からの協力金で賄われております。現状として、大山、曳山を今後も保存し続けるためには課題が多いことを御理解いただきたいと思います。

続いて、御質問の2点目、新しい組織の会合が開かれたと聞いているが、その内容と今後の取組はどのようにであります。なお、この御質問につきましても、会合は薬師祭礼保存会主体の会合であることを前提としてお答えをさせていただきます。

薬師祭礼の実施には役者や世話人など多数の人々が関わっており、その中心的な役割を果たしてきたのが薬師祭礼保存会であります。しかし、保存会員の高齢化が進む中、現在、実質的に活動できる役員が3名ほどになっており、今後の祭礼の継続が危機的な状況になっていると言えます。

町としましても、組織の強化を支援すべく保存会と協議の上、昨年7月「ほっとみたけ」において薬師祭礼保存会ボランティアサポーター募集の案内を掲載したところ、応募者が1名いらっしゃいました。その後、昨年中に会合が行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により開催する機会がなく、ようやく本年5月19日に開催されたということであり

ます。

この5月19日の会合ですが、御嵩薬師祭礼保存会役員協力者会議と題して、薬師祭礼保存会の役員のほか、関心の高い町民10名が参加をされ、薬師祭礼の概要と課題の説明、意見交換などが行われました。

主な課題としましては、高齢化が進み、会長兼会計であった方が昨年お亡くなりになり、不在の状態であることから組織の強化が必要であることや、大山、曳山の点検、補修、祭礼用具の計画的な補修が必要であることなどが説明されました。また、意見交換におきましては、今後の取組として当面の間は規模を縮小して実施するのが現実的ではないかといった意見が出たということでもあります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

奥村議員の質問にお答えをさせていただきます。

奥村議員の質問の中で3点目が私のほうへの質問だと思いますので、その3点目についてお答えをしたいと思います。

奥村議員の今回の質問で、改めて担当の者に調べてもらいました。何を調べたかといいますと、1点目は重要無形民俗文化財の県への登録の要件であります。県へ登録する場合には、既に町の文化財として登録されていることが条件にされております。したがって、御嵩町では1年前の昭和53年3月に文化財として登録をされております。また、書類作成などの難易度、県へ提出する書類のことでありますが、その難易度から考えて町行政が積極的に関与したと推察できます。

2点目は、岐阜県の重要無形民俗文化財で衰退等により指定が解除された例はあるのでしょうかというのを県に問い合わせてもらいました。そうした例はございませんという返事であったようですが、皆さんが頑張っって国の指定を受け昇格した事例はありますということで、今の薬師祭礼とはかなり違ったところもあるということでもあります。

薬師祭礼について、その成り立ちというのはよく私は存じ上げておりませんが、少なくとも願興寺は場所を貸しているだけのこととありますので、住民が守り抜いてきた祭りであります。したがって、住民が守っていく以外にないという祭りとなっております。

当初、解体修理工事に入る時点で保存会は、願興寺解体修理期間は祭礼は行わないとの意思表示がされました。私の強い要望と危機感から、規模を縮小しても開催をしていただきたいとお願いをいたしました。それに応える形で、あの駐車場で祭礼が行われたということでありま

す。そして、この3年間はやはりコロナ禍の中でありましたので、開催を見送ったという話があります。来年、コロナが落ち着いていれば、規模縮小な形でまた始めていただけることは期待しておりますけれど、そこへのつないでいく道は非常に困難であると認識をしております。

今回の奥村議員の質問によって、町はもう少し強くというか積極的に関与していくべきと改めて認識をしたところでもあります。私は近所に住んでいますので、本当に自分の遊び場ではありましたが、この薬師祭礼については子供の頃ですが、御嵩地区、旧4か町村が合併しておりますけれど、御嵩地区独特の祭りだということをお子心に感じておりました、運営そのものに積極的に関わっていかなければいけないという使命感が私自身にはしばらくの間なかった。むしろ町長になってから使命感を持ったような気がいたします。役者等々でも、御嵩地区に住む子だけが選ばれていた。ハエ追いもそうですので、私は一本道路を挟んだ中地区になりますので、一切そういう資格がないんだということをお子心に思った記憶があります。

今後は、上之郷から伏見まで全町の祭礼であるということをお町民主体で関与することに積極的になり、その手法を探していきたいと思っております。探しているだけではいけないので、少なくとも答えを求める探し方をしっかりとしていきたいと思っておりますので、奥村議員も多分あまり密接にその祭りに関わられたことはないと思っておりますけれど、ぜひこうした文化的な事業のお好きなタイプなので、十分関わっていただきたいというふうをお願いをしまして私の答弁といたします。以上です。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

筒井参事にお聞きしたいんですけども、先ほど大山と曳山の保管のほう、駐車場で保管なんですけれども、先のお話ですけど、令和8年に本堂ができて床下ではちょっと保管ができないということで課題があるということなんですけれども、それまでの間、今の状態のままかいられるのでしょうか。その辺のところ、どんなふう考えてみえるのか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

御質問にお答えをいたします。

今の状況ですね、やはり簡易な屋根つきでシートがけがしてあるということで、いい状態ではないということは把握をしております。ただ一方で、先ほども申し上げましたように、町がどう支援できるのか、また保存会のほうが今後どのような方向性で考えてみえるのか、そこら辺

りの整合性といいますか、協議といいますか、そういったものが今後重要になってくると考えておりますので、前向きにといたしますか、いい方法を考えていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

費用の問題とかそういった問題があると思うわけですが、私もこういったふうに写真を撮っているわけですが、願興寺が令和8年にできるわけですが、以前から収蔵庫というか格納蔵ね、大湫宿にもありますし、犬山にも当然あります。高山にもあります。大きな格納庫があるわけですが、そういったものを例えば造るとか、願興寺が本堂ができたのなら、その片隅にでもいいですからそういったものを造ることなんですけど、ちょっと調べてみたんですけど、豊田市の宮前町、これ今年、収蔵庫、格納庫を造るんですけど、1,500万円ぐらいかかるそうです。

それで、費用はどうやってするかというと、クラウドファンディングを500万円、保存会の寄附が700万円、地域住民の寄附が400万円、このお金が集まったそうです。やり方は幾らでもあります。70万円の補助金をここ10年出してきました、トータル700万円ですね。解体費用に、聞くとところによると100万円ぐらいクレーンでかかるそうです。先ほど200万円ということで予算を言われたんですけど、解体にほとんど半分取られてしまいます。組立て、解体に。ですが、そういったものを積み立てて収納蔵の費用に使うということもできるわけですから、いろんな知恵を絞ればできると思うんですね。その辺のところ、格納蔵、収納庫を造るということをちょっと確約していただけないでしょうか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

確約という非常に大きなお話でありますけど、豊田市の例を御紹介いただきました。クラウドファンディングであったり、住民等の寄附によるものということです。これ、1,500万円ぐらいかかったということでありまして、その豊田市の規模といいますか、そういったものがちょっとよく分かりませんが、御富町といいますか、この薬師祭礼については、大山プラス曳山といったものがあって、御存じのように非常に大きなものでありまして、この2つを格納するということからすると土地の問題もあります。また金額の問題ですね。あと、後継者問題等も総合的に考えていかなければいけないということでありまして、やはり保存会のほうが第一

義的にはどう考えられるかといったところを確認しながらいろんな工夫をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

2つ目に質問しました5月19日に会合をもたれたということなんですけれど、以前にも私「ほっとみたけ」のボランティアサポーターを見たわけなんですけれど、私の近くの人も2人ほど手を挙げて会議に出席したと聞いておりますけれど、大変若い方が多いわけなんですけれど、これから心強いかなというふうに思うんですけれど、課題ということで話しされたわけなんですけれど、そういった若い方たちの意見、どんな意見がありましたでしょうか。もし差し支えなければお答えいただけますか。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

会合の中で、出席をされた方の中から長野県での例といいますか、そういった中山間地域の伝統行事の維持・継承についてというような長野県の事例なんかも紹介をいただきました、若い方からですけれども。そういったことによりますと、やはり前向きに考えておられる方もあるということで非常にありがたいお話であります。こういったものも参考にして、これは長野県のほうが主体となってやっているような取組ということの紹介でありましたけれども、やはりそういう参考になるところはあると思いますし、若い方がそういったことに前向きに御発言いただけるということは非常に心強いことですので期待をしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

町長にちょっとお聞きしたいわけなんですけれど、町長のほうから前向きな答弁をいただきましたが、私もその県の指定というのは分かっておったんですけれど、町の指定を前年に指定して、それから県へ上申して指定を受けたということが町長の答弁で初めて分かりましたんですけれど、町の薬師祭礼といえど、自治会から毎年補助金というお金をいただいているわけなんです

れど、なかなか上之郷と伏見のお金が集まらなくて、元来御嵩と中のお祭りという感覚なんです、町長、言われたように。

私も役場に入るまでに、どうしても伏見ですと祭礼といっても子守神社とか、そういったふうに足が向いてしまって、薬師祭礼というのをちょっと知らなかったわけですけど、やっぱりそういう感覚でなくて、住民の方が保存していくためにも全町、上之郷から御嵩、中、伏見全部の祭礼だという認識を植え付けていかなきゃいかなというふうに思うわけですけど。町長は願興寺でよく小さい頃遊んだというふうに言われていますけれど、そこら辺、町全体を集約するというか、住民の方にそういった周知をしながら集約していくというのを町長の感覚からどんなふうにお考えなのか、お聞かせください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

まず、金銭的なことでありますけれど、お話を聞いていますと自治会で1軒500円ですかね、薬師祭礼への協力金というのを集めている。かなり古い時代、私たちが20代、30代の頃はほとんどの軒数分が寄附されて協力金として出されていたということですが、それを拒否する、ゼロの自治会もあるとお伺いしていますので、少なくとも今後もう少し価値というものを皆さんに見いだしていただいてやっていくべきだなということは思っております。協力金については、町のほうの補助金も当然出はいますので、重要文化財としてふさわしい金額はどのぐらいなのかということをもう一度白紙から考えてみたいというふうに思います。

あと、組み立てたままに1年間置いてということは、私、以前それに関わったというか、業者に相談を受けたということがございました。そのとき初めて知ったのですが、組んだままで上へどうやって持っていくのと聞きましたら、東にある階段は、両輪、両方、平らにぽつと上がっているんですけど、あそこをちょうど車軸の幅に合わせて造ってあるので、力は要りませんが、そこを上げていったというのが薬師の祭礼の基本だったということで、大変力強いリーダーがお見えになりましたので、当時、私が見積もった金額は700万円ぐらいだったと思います。鉄骨をやってという条件で、そのときに渡したような気がしますけれど、その直後にお亡くなりになってしまったので、それ以降、本当に強烈なリーダーというものがお見えにならなくなったと。リーダーをつくっていくのも行政の責任でもありますので、今後そうしたいいわゆる継続性、つなぐということを大切に考える祭礼にしたいというふうに思っていますので、御理解いただいて、ぜひ奥村議員にはリーダーになっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

伝承というのは大切なことだと思うんですけど、筒井参事にもう一点、平成31年に開催された祭礼のDVD化をされたというふうに聞いておりますけれど、やっぱりこういったものをいろんな人に見てもらって、聞き伝えじゃなくて、目で見てやっぱり感覚で味わうということが大事なので、それが一番大事かと思うんですけど、何本か作られたと聞いておりますけれど、そのDVDの活用方法を今後どんなふうにしていくのかお聞かせください。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

DVD化ということであります。やはりこういった祭礼とか文化の伝承といったことについては、後継者というか、もちろん大事なんですけれども、そういった目で見て分かるといいますか、そういったことって非常に重要なと思います。そういったものがあることで、例えば、先ほど町長も言っておられた寄附に際して、こういう伝統的なものですよといったところもアピールできるというふうに思っておりますので、そういった活用も含めまして検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

文化財の継承についてもそうですけれど、やっぱり大事なことは人、物、金、この3点だと私、いつも思っているんです。このことだけでなくほかのこともそうですけど、人がおらんとできんし、物が無いといかん、あとお金、この3点だというふうに思っているんですけど、ちょっと議長に発言を最後にお許しいただきたいと思いますが、私、ちょっと調べてみましたら、昨年、国の文化財の保護法が一部改正されまして、2点大きな改正があったんですね。

1点目は、この薬師祭礼のような無形民俗文化財、今は指定制度になってますよね。これが登録制度にできるということになったということです。ほかの有形文化財とか、そういったものについては登録制度があるわけですけど、この無形文化財については指定制度しかなかったわけですけど、今回法改正で登録制度になったということです。そういったことにより、いろんな補助メニューだとか優遇措置がされるということなんですね。国からの助言も受けられるわけですけど。

それからもう一点、大きなことは、地方登録制度の新設というのがあるわけですし、その改正では地方自治体、御嵩町なら自治体とか岐阜県とか、そういった地方自治体が条例で独自の登録制度を設けられるというふうになっています。登録した文化財のうち適当であると思慮するものについては、文部科学大臣に国の文化財登録原簿への登録を提案できるということになっていますよね。ですから、町の条例だとか県の条例、そういったものを改正して指定から登録にすれば、補助メニューだとか有利な優遇措置が受けられる。ましてや、国に登録をすれば国からの援助も受けられるということになっていまして、これは今年の4月1日から施行されているんですね。

県の窓口はあるんですけど、文化伝承課というところが窓口なんですけれども、そちらのほうも鋭意そういったものについて今検討しているということでもありますから、町のほうもやっぱりそういった県のほうと連携を密にしながら、そういった指定から登録をして、いろんな意味で国からとか県からのバックアップをしていただくようにしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

やっぱり文化財というのは、未来永劫守り続けていかなければなりません。町長から先ほど、本当にきちんと町のほうも管理をして先々まで進めていくという前向きな答弁をいただきましたので、私も特に関心がございますので協力しながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、公共施設基金の創設と公共施設管理計画についてをお尋ねします。

令和4年5月の行政懇談会で、新庁舎の事業費と令和7年度中の完成を目指すこと、伏見小

学校の大規模改造工事も補正予算を組んで令和6年度の完成を目指すことが報告されました。今まで毎年、新庁舎整備基金に積み増しを重ね、現在26億円の基金があります。行政懇談会では、この基金より20.6億円を支出するとあり、残りは庁舎の補修等に使われると考えますが、これからは庁舎基金への積み増しの必要はなくなるものと思われま

す。令和4年3月に公共施設等総合管理計画が改定されましたが、残存耐用年数の少ない建物も多く、殊に昭和56年以前の建物は古い耐震基準により建てられているため、耐震化が必要な建物も数々あります。管理計画の基本方針には、町民ニーズの変化などに対応し、施設の統廃合を行い、身の丈に合った施設規模へと施設総量の適正化、スリム化に努めるとともに、民間への譲渡、売却や民間のノウハウ、資金などを活用するPFI、PPPの導入など、民間活力を最大限に活用することを検討し、特に施設の利用状況が少ないものについては、積極的に統廃合を検討しますとあり、町民との協働体制については今後大規模施設の更新等（統廃合を含む施設の在り方）を検討する際には、施設利用者や町民との情報共有を図るとともに、アンケートやワークショップなどの手法を用いながら、特にこれから先何十年も公共施設を使っていくことになる若い世代の意見を尊重し、町民や事業者との意識醸成及び共通認識を図りますとあります。

国は財政が厳しく、公共施設の補助金を減らすために統合や民活を進めるように公共管理計画を自治体につくらせていますが、実施へ向けての指示や制約はありません。施設の統廃合は避けて通ることはできないものと思われ、住民にとっては大きな問題です。今までにもワークショップ等を行ってきていますが、意見を聞き取り、議会合意を目指すには長い時間を必要とすると予想します。なるべく早い時期に管理計画から一步踏み出すべきだと考えますが、検討を始められる時期はいつ頃が適切だと考えてみえますか。

また、管理計画の中には、財源確保の項目の中に公共施設等の統廃合により余剰となった土地や建物を売却した収入等については、将来の財源として活用できるように、仮称ですが、御嵩町公共施設等総合管理基金の創設も検討するとあります。庁舎基金への積み増しの必要がなくなる今、公共施設基金を創設するべきよい機会と考えます。管理計画の次のステップへの足がかりとして、基金の創設の提案をします。行政としてはどのように考えられるかお聞きします。

私の質問は、統廃合を含む公共施設の検討を始める時期と公共施設基金の創設とその時期の2点です。御答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、安藤議員の質問にお答えさせていただきます。

公共施設基金の創設と公共施設管理計画についてと題して2つの質問をいただいております。

御質問の1つ目の公共施設等総合管理計画の今後の進め方につきましては、前回の議会であります令和4年第1回定例会において、福井議員からの一般質問に町長と私とで既に答弁しており、方針は変わりませんので、答弁内容を簡単に紹介させていただきます。

私からは、この計画は町が保有する全ての公共施設を同じ面積規模で建て替え、更新を行った場合の更新費用を示したシミュレーションであり、今後の公共施設の在り方について、行政、議会、町民の皆さんと一緒に考え、議論していく契機とするのが大きな目的の一つであると答弁しています。

町長からは、当然考えていくべき必要性の高いテーマであるとした上で、現在御嵩町のテーマは耐震化であり、この大きな事業が進み、大きく更新されれば、ある意味将来負担は若干軽くなる。突発的に何が起きるか分からない時代であり、10年先は見通せない。その時代時代の人が考え、統廃合もありだねという議論も必要でしょうし、小型化すればいいという考え方もあるでしょうし、むしろ大きくするんだという考え方もあるでしょう。ぜひ将来有望な人たちが考えていってくれればと思いますと答弁されています。

ほかにも方向性を総合的に検討するものとして、令和3年3月に策定した公共施設個別施設計画においては、現状に基づく個別施設の方向性に関する検討である1次評価、対策の方向性に関する検討である2次評価を経て、実施する対策の適用手法を示しております。結果として、耐震化がされていない役場本庁舎、中保育園、中児童館と、政策空き家としている町営住宅の施設を除いて全て長寿命化と位置づけており、今後においては施設の状況に応じて維持管理を実施することとなります。

これはあくまで計画であり、長寿命化の対象施設であっても、将来の状況によっては統廃合や複合化など、再編する可能性もあります。町長の答弁のとおり、必要なタイミングでそのときの人たちが優先順位をつけながら、適切な手法を選択していくものと考えていますが、現在は喫緊の課題である耐震基準を満たしていない新庁舎等整備事業と耐震基準を満たすものの施設の老朽化が著しい伏見小学校大規模改造事業を最優先事業として進めており、どんなに早くともこれらの完了を見据えた時期からの検討になると想定しています。

次に、公共施設管理基金の創設についてであります。

新庁舎事業においては、大規模事業に備え建設の資金に充てるため、基金を創設してきた経緯があります。公共施設等総合管理計画においても、長寿命化のための公共施設の修繕及び更新などを実施していくためには、多額の対策費用が必要となることを示しています。従前も大

きな事業を推進する際には、補助金や交付税措置がある有利な財源を活用してまいりました。今後についても同様な方針で取り組んでいくことを基本としていますが、将来の公共施設の修繕、更新を進める必要があること、そのための財源を確保し、長期にわたり健全な財政運営を行わなければならないことから、公共施設等の管理基金の創設は必要なことであると認識しています。現在は新庁舎事業を推進するため、庁舎整備基金に余裕のある部分について全て積み上げておりますが、今後めどがしっかり立てば新庁舎等に必要部分は庁舎整備基金、さらに余裕がある部分については公共施設の老朽化対策についての基金にしていくことができます。また、新庁舎の建築工事に着手する頃であれば、庁舎整備基金の活用額も見通せるところから、この基金の残余について引き継いで積立財源とすることも考えられます。

以上のことから、公共施設の修繕、更新に要する費用を確保する一つの方法として、今年度から基金の運用原資、活用事業についてなど検討を始め、整理した後、条例改正とともに議会に諮っていきたいと考えています。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

再質問を少しさせていただきます。

3月の定例会での施政方針に対する質問の回答の中にも、町長は建物の老朽化は喫緊の課題でもあり、特にホールなどは今回を逃したら造れなくなるというようなお言葉を述べられました。ですが、例えば公民館などは使用範囲を広げたり、民活へ進めたりするためにコミュニティー化を考えるということも検討の中に上ってくるというふうに私は考えますが、将来的に新しいホールに公民館の役割を担えるように設計の段階から、今から検討を加えるというようなことは考えられないでしょうか。お答えください。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

御提案いろいろありがとうございます。公民館機能を持たせるという、そういった方向性の考え方はどうかということではあります。

ただ、現在考えております公共施設、新庁舎整備事業と一緒に検討しておりますホールにつ

きましては、災害拠点として造っていこうという目的を持ってホールを造っておりますので、さらに言いますと、公民館とか、そういったような活用ということで一部部屋とかそういったものは活用することはできるかとは思いますが、出張所のような機能は、本庁舎がすぐ隣にあるわけですので、そういったものはできません。基本的な公共施設ということのホールということであれば、一部は貸出しも可能だとは思っております。そういう設計で進めておりますので、大きく変更するということは今のところ考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

[7番議員挙手]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございます。

大きく変更することはないというようなお話でしたが、これからいろいろな建物を考えていくときに、先ほどからも統廃合もやむを得ないであろうというようなお考えがあるということをおっしゃられておりましたので、なるべく機能を集約しながら皆さんが使いやすい建物になるように設計ができていくといいなと思います。そして、先ほどからも申し上げていますように、住民の合意や理解を得るということはとても長い時間を要するものです。今までワークショップなども開催されたとお聞きしておりますが、夢を語るということがとても多かったように感じます。夢を語るというのはとても大切なことだと思うんですが、幅広い年代層に必要な情報を丁寧に分かりやすく、この分かりやすくというのは行政からの立場で分かりやすくではなく、住民側の立場の立ったときに住民が理解しやすい、分かりやすいような、そんな形で情報の提供の仕方を考えていただきながら、夢だけでなく、住民みんなが使いやすい施設ができていくように、なるべく早くこの計画、聞き取りからだけでもまず一步早く踏み出していきたいと思います。先ほども御答弁の中に、今年度から基金も考えていくというふうにお答えしていただきまして、本当にありがとうございます。ぜひ早期に両方とも取りかかっていたくということを望んで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

10番（大沢まり子君）

ただいま議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて3点質問させていただきます。初めに、当事者の気持ちに配慮した行政対応を求むと題しまして、2点お伺いします。

1点目に、グリーフケアについて伺います。

グリーフケアとは、悲しみを癒やすという意味の言葉です。流産や死産、人工妊娠中絶といった周産期の死を含め、病気や事故で子供を亡くした家族への行政の対応について、悲しみ（グリーフ）を癒やすケアの視点より重視されることとなります。厚生労働省はグリーフケアに関する手引を作成し、活用を促す通知を4月8日に都道府県などに出しています。流産や死産を経験した人が行政の対応により心を痛めるケースがあると言われており、遺族らの心情に配慮したきめ細かな対応が大切であり、手引の役割は大きいものがあります。この通知は御嵩町にも届いていますでしょうか。

この手引では子供を亡くした家族への配慮や支援について、死産届や死亡届の情報を担当課で共有し、子供が育っていることを前提とした母子保健サービスの連絡を停止する、子供の死に特化した相談窓口を設置する、同じ経験をした自助グループを早期に紹介するといったことなどを要請しています。子供との死別は近親者の死別の中でも悲しみが深いとされます。厚生労働省の調査では、流産や死産によるつらさを感じている人は6か月たった後でも5割を超え、約3割は1年以上続いていると言われています。最もつらい時期に抑鬱状態などに陥るなど、日常生活に支障があった人は7割近くになっています。また、流産や死産は近親者以外に知る人が少ないため、社会に認められにくい悲嘆と言われています。今回の手引を参考に寄り添った対応に努めていただきたいと思います。担当部局のお考えをお伺いいたします。

この項目2点目に、ミライロIDの活用についてお伺いをいたします。

ミライロIDとは、障害者手帳を所持している方を対象としたスマートフォン向けのアプリです。ユーザーは障害者手帳の情報、福祉機器の使用、求めるサポートの内容などをミライロIDに登録できます。公共機関や商業施設などでミライロIDを本人確認書類として認めている事業者において、障害者手帳の代わりに提示することで割引などを受けることができます。このアプリは令和3年10月末時点で全国3,000社を超える事業者が確認書類として採用、自治体での活用も62市区町村に広がっています。個人情報を見られる手帳所持者の心理的負担や、手帳を確認する側の手間を軽減することが期待をされています。飲食店などで使えるクーポンの提供や障害種別に応じた生活に役立つ情報の配信なども実施をされています。障害者手帳を所持する方からの持ち運びが不便、汚れやすい、破れやすいなどの声もあります。県議会においてもこのような質問に対し健康福祉部長は、都道府県の活用状況を調査したところ、10府県で活用されている。県有施設でミライロIDを活用することにより、県内の利用可能な施設が増え、利用者の利便性はさらに高まることから、障害のある方の外出機会の増加や余暇活動の充実など、社会参加の促進につながるものと期待されます。

また、国においては、公共交通機関や施設を利用する際の利便性確保のため、業界団体に対

し本人確認の簡素化を要請する中で、民間企業によるサービスの事例としてこのミライロIDが紹介をされており、活用を後押ししております。そのため、県としても障害者団体に意見を伺いながら、県有施設の所管課とも連携をし、本人確認の簡素化につながる技術の一つであるミライロIDの活用に向けた検討を進めてまいります。また、市町村に対し、県が把握した技術の活用状況などについて情報提供してまいりますと答弁をされております。中津川市は、このほど8か所の公共施設とコミュニティバスに導入をされました。担当部局のこのミライロIDに対する御見解をお伺いいたします。お願いします。

議長（高山由行君）

大項目1点目の答弁を求めます。

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

大沢議員の私への質問、当事者の気持ちに配慮した行政対応を求むについてお答えします。

質問は2つの項目についてされていますが、まず1点目のグリーフケアについてお答えします。

大切な人や物など、そうしたことによって引き起こされる苦しい心の状態や反応を悲嘆、グリーフといい、そのような状態となったときに心身のケアを行うことをグリーフケアと言います。このグリーフケアについて、近年特に流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援の必要性が指摘されている中、令和3年5月31日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長より、「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」の通知が出されました。背景として、議員が言われましたとおり、鬱病性障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、不安障害など、精神疾患を発症する場合があります、夫婦関係や家族の生活にも大きく影響を及ぼすケースが報告されているようであります。この通知では母子保健法に規定する出産には流産、死産も含まれるとし、母子保健法における位置づけやグリーフケア支援に活用可能な事業等について整理し、各種母子保健施策の実施に際し、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細かな支援を行うための体制整備に努めるよう規定しています。

その上で地方自治体において支援に活用可能な事業として、次のように掲げています。

県が所管する事業としては、不妊専門相談センター事業や不妊症・不育症支援ネットワーク事業を、市町村が所管する事業としては、子育て世代包括支援センター事業や産婦健康診査事業、産後ケア事業を掲げ、国が実施するピアサポーターや母子保健指導者の養成研修への参加も促しています。

このことを踏まえ、岐阜県では、県が実施する母と子の健康サポート事業の対象者に令和4年4月から流産等を経験した産婦が追加され、本町としても主治医など産科医療機関と保健所、

町との情報や支援の連携、強化を図っていきます。また、母子健康手帳交付の際のきめ細かな面談の中で、流産や死産を経験した女性への配慮やそのリスクの不安等への傾聴と必要なサポートプランの作成と支援を行っていきます。産婦健康診査事業では、流産や死産を経験した女性も健診対象となっており、その受診案内、子育て世代包括支援センターでの相談、産前サポート事業での訪問など、機会を捉えて状況の把握と支援に努めていきます。また、産後ケアについては、ケアに当たる助産師等専門職や関係機関と実施について検討していきます。本町では、これまで流産、死産を経験した女性に対する相談や支援のケースはありませんが、今後とも関係機関と情報共有しながら早期の相談や支援につなげていきます。

以上で、1つ目の質問のグリーンケアについての答弁とさせていただきます。

続きまして、2つ目のミライロIDの活用についてお答えします。

現在、障害者手帳に掲示したことで確認し、障害者の方へ割引サービスを行っています。御質問の障害者手帳アプリ「ミライロID」は株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳の情報をアプリ内に登録することで、障害者手帳の情報がスマートフォン画面に表示され、その画面を提示して障害者割引を受けることができるものとなっています。導入メリットとして、議員が言われましたとおり、紙製の障害者手帳は日常的に持ち歩き、かばんや財布から出し入れすることで劣化や紛失のおそれがありますが、そのリスクを低減できることや、障害者手帳を提示することに抵抗を感じる人でもスマートフォンの画面を提示するだけなので、障害者向けサービスを気軽に利用できることにもつながります。現在、本町の施設等で障害者割引を行っているのは、ふれあい予約バスの乗車料金について、1乗車200円を100円に割引しています。障害者手帳を提示したことで割引をしておりますが、このミライロIDへの導入について、ふれあい予約バスを運行委託している可児タクシー株式会社と協議し、検討してまいります。

以上で2つ目の質問のミライロIDの活用についての答弁としまして、大沢議員の私への質問、当事者の気持ちに配慮した行政対応を求むについての答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

グリーンケアにつきましても、部長がおっしゃられたとおり、御嵩町においては子育て世代包括支援センターにおいても、妊婦さんとか妊産婦さんに対して日頃から細かな対応を行っていただいていることは重々承知しております。その対応される方の言葉かけ一つで心が休まっ

たりほっとしたりということがございますので、またさらなる配慮をお願いしたいと思います。

そして、ミライロIDでございますけれど、御嵩町におきましては現状ふれあい予約バス乗車の際の手帳の提示、この1点しかないわけですけど、県においてもこのような御答弁をされていることから、いろいろな施設でこれからは使われていくようになると思いますし、全国的にも広がっていくと確信しておりますので、また御嵩町においてもしっかりとタクシー会社の方と協議していただきまして、導入に努めていただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

1点目の質問はこれで終わります。

次に、2点目、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

昨年6月の千葉県八街市で下校中の児童が死傷した事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が通学路点検を実施いたしました。その結果は3月4日に公表されています。洗い出された危険箇所は7万6,404か所に上り、国が行った通学路の点検はそれ以前、京都府亀岡市で事故が相次いだことを受け、2012年にも実施をされていますが、そのとき対策が必要とされた7万件を超える危険箇所のうち、そのときは98%、2019年度末までに安全対策が施されました。それでも今回7万件を超える対策必要箇所が抽出をされております。この背景には危険箇所の基準の見直しもあるようであります。在校児童から得られた情報を活用することなども明記をされております。

1つ目の質問としまして、御嵩町において通学路点検の結果はいかがだったでしょうか。また、その対策はどのように進められていますでしょうか。

昨年、学校に近い向陽通りにおいて、車と児童の接触事故、バスと児童の接触事故が相次いで発生をしております。幸いにも児童のけがはひどくはなかったようではありますが、大変な事故が起きてからでは遅いのであります。大きな事故でなかったかもしれませんが、その現場では、それ以降、何の対策も取られていませんし、注意喚起の看板は設置場所がないとか言われておりますが、通学路の標識も薄くなっております。事故現場である学校に一番近い押しボタン式信号ですが、次の信号に気がいってしまっで見落とすこともあります。実際私も見落としたこともございます。本当にここの押しボタン式信号は子供の横断、安全な横断を考えるとなくなつては困る場所に位置しています。安全に子供たちが渡れるよう自動車に対しても、子供たちに対しても注意喚起できる対策を取っていただきたいと考えております。あの信号で止まり損ねている車は結構あります。学校近しとか、ここは通学路とか、児童横断多しとかなど、道路への標示はできないものでしょうか。担当部局におかれましては、どのようにお考えかお伺いをいたします。お願いたします。

議長（高山由行君）

大項目 2 点目について、答弁を求めます。

まず最初に、教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、大沢議員からの御質問、通学路の安全対策についてにお答えをいたします。

私のほうからは御質問のうち、1 点目の昨年の通学路点検の結果はどうであったかと、2 点目のその対応策はどのように進んでいるかについてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、昨年 6 月 28 日の午後 3 時過ぎに千葉県八街市で走行中のトラックが下校中の児童の列に突っ込み、小学生 5 人が巻き込まれ、うち 2 名の男子児童が死亡するに至った痛ましい事故は記憶に新しいところです。この重大な事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の 3 省庁が連携しながら対応策を検討し、通学路における合同点検等実施要領を作成し、全国の各機関に対し合同点検の実施を依頼したものであります。

御嵩町ではこれを受け、昨年 10 月 18 日に国土交通省、岐阜県可茂土木事務所、可児警察署、建設課、総務防災課、各小・中学校、学校教育課での通学路における合同点検を実施しました。点検実施箇所は、各小・中学校がリストアップした危険箇所と一部従来からの要望箇所等についても実施をいたしました。

それでは、御質問の 1 点目、昨年の通学路点検の結果はどうであったかについてお答えをいたします。

昨年 10 月 18 日の合同点検では、上之郷小学校区、御嵩小学校区、伏見小学校区で合計 9 か所の合同点検を実施し、上之郷地内の国道歩道橋の補修要望を除いて、7 か所を対策が必要な箇所として選定いたしました。この 7 か所のうち、岐阜県可茂土木事務所の管理に係るものが古屋敷地内の主要地方道多治見・白川線や上恵土地内の県道御嵩・犬山線など 4 か所で、横断歩道の視認性向上や車両の逸脱防止などの対策が必要とされました。このほか 2 か所は町建設課の管理に係るもので、上之郷中学校付近の町道と伏見地内の町道で、いずれも歩行者の安全対策が必要とされました。残り 1 か所が向陽通りの点滅信号のある交差点であります。この箇所については、合同点検の実施前である 7 月 20 日の 1 学期終業式後に可児警察署、交通安全協会、御嵩小学校、総務防災課、学校教育課により児童の下校を見守りながら危険性の確認を行いました。この交差点では、昨年 5 月に自動車と小学生児童との接触事故が発生しており、信号機を残しながら、さらなる安全対策の実施について関係機関に要望していくこととしております。

次に、御質問の 2 点目、その対応策はどのように進んでいるかについてであります。

岐阜県可茂土木事務所の管理に係る 4 か所のうち、主要地方道多治見・白川線の古屋敷地内で見通しの悪い横断歩道については、前後のカラー舗装の施工、同じく主要地方道多治見・白

川線の大庭台地内で車道と歩道の境にガードパイプの設置、この2か所について今年度中の対策実施が決まっているとの説明を受けております。

なお、残りの2か所についても順次対策を進めていただけるとのことです。

町建設課の管理に係る2か所については、上之郷中学校付近の町道で路肩に対するカラー舗装、伏見地内の町道では水路への転落防止柵の設置で、いずれも今年度中の実施が決まっているとの説明を受けております。

最後に、大沢議員からもお話がありました昨年度に発生した向陽通りでの2件の接触事故について、その概要を報告させていただきます。

1件目は、昨年5月26日水曜日午前7時40分頃、御嵩小学校の児童が押しボタン信号が青に変わったことを確認した上で横断歩道を渡っているとき、北進してきた自動車が児童3名に気づきブレーキをかけたが、児童の右腰に接触した。児童は倒れることはなかったが、止まっていた自動車が再び動き出したとき、自動車の側面が児童の左腕に当たったというもので、その後、病院で検査を行いました。幸い大事には至りませんでした。

2件目は、昨年11月26日金曜日午前7時35分頃、御嵩小学校の児童が歩道を北方向へ小走りで登校中、御嵩駅前の横断歩道を東方向へそのまま小走りで横断しようとしたとき、北進してきたバスと接触し、児童は膝を擦りむくなどの軽傷を負ったというもので、その後、救急車で搬送され病院で検査をしましたが、幸い大事には至りませんでした。

いずれの事故も、児童が忘れ物などで分団から離れた状態で急いで登校していたときに発生したものであり、ふだんと違う状況下であったことも一つの要因であると考えられます。各学校においては、ふだんから交通安全指導に力を入れ交通事故防止に努めておりますが、このようなケースも参考に今後の指導につなげていければと考えております。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、大沢議員の質問に教育参事に続いてお答えさせていただきます。

私からは、通学路の安全対策について交通安全全般を所管する観点から質問に答えさせていただきます。

先ほど教育参事からも報告がありました向陽通りの点滅信号につきましては、令和2年6月に可児警察署から通学路等における交通安全施設に係る相談として来庁され、撤去の検討がされていることを伝えられた経緯があります。町としては、過去にPTAの方々をはじめ多くの関係者からの強い要望と御尽力により子供たちが安全に通学するために必要な信号機として設

置されたものであること、仮に信号機を撤去して安全性が高まるとは考えられないこともあり、町、学校、PTAなどに事前の協議もなく撤去の検討を進められては困る旨を伝え、その後においても撤去することがないよう申し入れています。

一般的に交通安全施設と呼ばれるカーブミラーや通学路標識の新設及び修繕、道路の白線引き直しやカラー舗装など、自治会、学校、交通安全協会などからの要望がある場合は、緊急性があるものを除き、例年6月頃に開催する交通安全施設設置要望会議において協議を実施しております。この会議は、可児警察署交通課職員、交通安全協会各地区支部長、交通指導員、町の交通安全担当及び道路管理者により構成されており、自治会などからの要望のほか、教育委員会の通学路交通安全推進会議で協議された対策必要箇所なども踏まえて議論しています。具体的には危険箇所に対する要望が真に必要なものであるか、その交通安全施設を設置することで交通安全上の妨げにならないか、要望に代わる別の手法により安全対策を講ずることができないかなど協議を踏まえ、結果、必要と認められた施設について町の予算の中で優先順位を考慮し対策を実施することとしています。ただし、信号機など交通規制に関わるような施設については町では対応できないため、可児警察署に対策の依頼をしています。

そのほかとして、電柱やガードレールなどに共架する注意喚起看板やのぼり旗などの設置については、町と交通安全協会に対応方針を協議し、必要と判断されたものについては交通安全協会の予算により対応していただいています。ただし、設置により死角が生まれ、視認性が失われることがないよう配慮が必要なため、設置場所については制限される場合があります。

いずれにしましても、危険箇所の交通安全対策となる注意喚起等交通安全施設に関わるものについては、交通安全施設設置要望会議に諮り検討していくこととなります。

御質問の点滅信号交差点については、既に通学路交通安全推進会議において要望があることから、今後対策を議論していくことになると認識しています。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

通学路の安全対策について、教育参事、総務部長の答弁の後を受けて、私のほうからは1点目の質問、学校近しとかここは通学路とか児童横断多しとかなど、道路への標示はできないかについて、町道の道路管理を担当する立場から答弁させていただきます。

このように記載された看板などについては、交通安全協会により設置されているものを見かけますが、町内の道路上にこのような標示は現在されていないと認識しております。道路標示とは、ペイントや道路びょうなどによって路面に示された線、記号や文字のことであり、規制標

示と指示標示の2種類があります。規制標示とは特定の交通方法を禁止または指定するもので、例えば駐車を禁止する標示や転回を禁止する標示などがあります。指示標示とは特定の交通方法ができることや道路交通上決められた場所などを指示するもので、横断歩道や車両の停止位置を示す標示などがあります。

御質問の標示はこれらのものと異なることから、道路管理者がこのような道路標示をすることができるかについて、一般的な見解を可児警察署交通課に相談に行っていました。交通課担当者からは、道路管理者が警察と相談の上、規制標示や指示標示以外の道路標示をすることは可能である。ただし、他市の事例から信号機が設置されていない交差点に交差点注意と警戒標識と同じような道路標示をするのが一般的であること。また、歩道が整備された箇所や信号機が設置された交差点には、通学路、児童横断などの道路標示やカラー舗装などはしないとのことでした。これは通学路の道路標示は歩車道の区分がない道路で、車両側に注意喚起をする目的で標示されるもの、信号機が設置された交差点の横断歩道には指示標示であるダイヤモンドの標示がされていないものと同じ考え方によるものと思われる。

しかし、警察としては、地域の意見として真に必要な道路標示なら、道路管理者から相談があれば県警本部にも相談の上アドバイスしていきたいとのことでした。そのため、向陽通り点滅交差点についても交通安全施設設置要望会議で道路管理者へ要請されたことについて、警察に相談しながら対応していくことになることと認識をしております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

すみません。今の御答弁の中で、総務部長のほうにお伺いしたいのは、この6月に施設要望会議のようなことがあるということでありましたので、今年度はこれからということでありませうでしょうか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

はい、そのとおりです。今後議論をしていくことになります。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

この中でしっかり議論していただきまして、子供の命を守る対策ということですので、しっかり議論して安全対策をお願いしたいと思っておりますが、建設部長のお答えを聞いておりますと、これは道路に字を書けるのか書けないのかはつきり分からないんですけど、警察との相談をするようなお話でしたが、あその場所には何かの標示はできないのかできるのかという意味の御答弁をお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

建設部長 鍵谷和宏君。

建設部長（鍵谷和宏君）

大沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

あその場所に標示ができるかどうかということにつきましては、先ほど総務部長が申し上げた今の道路施設の会議の中で、真に必要なものがどれであるかということが、要請があると、道路管理者のほうで設置してほしいという要望がございましたら、それを警察と相談の上可能な範囲内、あくまでも警察が真に必要で認められる範囲内ということで対策をしていくものと認識しておりますのでよろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

そういうことでありましたら、事故が起きた現場、軽傷ではあったにしろ子供さんの事故が起きた現場でありますので、例えば信号をゆっくり、青になったけれどもこちらから車が走ってきて当たったというようなことだったり、信号がないところでは急いで渡ったからということでもありますので、例えば歩道にでも止まれとか右左をしっかり確認してとかという、止まれとかよく子供さんが飛び出さないように歩道なんかにかいたりしてあるところもあるんですけど、そういったことで何らかの対策は取っていただきたいというふうなことを思いますし、住民の方の御相談もございましたので、やはりここはそういったことが、ここは接触もちょこちょこ学校の生徒だけじゃなくてもあるようでありますので、そういったところだということの認識を近くの方にも、また走る方にも、子供さんにも認識していただくためにも、何らかの形での一つの施策を実施していただきたいと思っておりますので、どうか御協議のほうよろしく願いいたします。

2点目はこれで終わります。

それでは最後に、政府がこの4月26日に決定をいたしました、そして28日に発表いたしま

した総合緊急対策において、地方創生臨時交付金が拡充をされ、1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という新たな枠が盛り込まれております。町民の暮らしや事業者を守る手だてとして有効に活用させていただきたいと思い、質問させていただきます。

今回の交付金は自治体の判断で様々な事業に充てることのできるということです。生活者への支援では、学校給食費の負担の軽減、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の対象拡大や上乘せ、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象の拡大や上乘せ、水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減などがあります。また、事業者に対しては地域公共交通支援、物流維持に向けた経営支援、水道料金など公共料金への補助などがあるようであります。

そこで1点目にお伺いいたします。

今回の御嵩町の地方創生臨時交付金の交付限度額は幾らになっておりますでしょうか。

2点目に新型コロナウイルス感染症の長期化、本年2月24日以降のウクライナ危機により原材料の価格が値上がりをしております。4月には政府が輸入小麦粉の売渡価格を17.3%値上げしたところであります。食材費の値上げが一層懸念をされております。学校給食の食材調達の現状と食材費と予算のバランスなどを含めた今後の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。先ほども述べましたが、今回の交付金は物価高騰による給食費値上げを抑えるために活用できるとされております。御嵩町においても活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、この臨時交付金を活用し、愛知県の大府市では水道基本料金を半年間無償化することを決定しております。また、垂井町においても水道基本料金の免除やごみ袋の無償提供などを決めております。この6月議会において様々な自治体でこのような対策が上程をされておるようでありますけれど、御嵩町においては、今議会においてはまだ上程がなされておられません。検討中かと思っておりますけれど、御嵩町においても町民に対し町民の不安を少しでも和らげるような政策に使っていただきたい、そういった思いでございますので、支援策をどのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（高山由行君）

大項目3点目、答弁を求めます。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、大沢議員の質問にお答えさせていただきます。

私からは物価高から暮らしを守る対策をと題して、3つの質問に答えさせていただきます。

国は、コロナ禍において原油価格など物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設しました。国の予算規模は1兆円で、県や市町村への交付限度額算定に当たっては、人口や感染状況などを基礎として算定されており、先般の県と市町村におけるコロナ対策テレビ会議において、岐阜県はワクチン接種率が高いことによる割増しがあったと説明を受けたところです。交付対象は大きく2つあり、1つは物価高騰に直面する生活困窮者など生活者の負担軽減に資する支援事業、もう一つは物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業となっており、各自治体の判断により地域の実情に応じて必要な取組を行うこととなります。岐阜県の場合、県としては事業者支援を主に検討しており、市町村には直接住民に届く生活者支援の実施を期待されているところです。

それでは、質問の1つ目の御嵩町の交付限度額であります。

現時点で通知されているコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の交付限度額は、県内市町村総額56億6,691万1,000円のうち、御嵩町分は5,107万8,000円となっています。

質問の2つ目の給食費の負担軽減に活用の考えはと、最後の公共料金への負担軽減への活用はであります。

総務省が5月20日に発表した4月の全国消費者物価指数の総合指数は、前年同月比2.5%上昇したと発表がありました。個別ではいずれも前年同月比でエネルギーが19.1%、生鮮食品が12.2%、生鮮食品を除く食料が2.6%と、少なからず生活に影響を及ぼす上昇率となっています。御嵩町の学校給食の食材調達については、小学校で260円、中学校で290円の給食費を保護者負担により賄っております。しかし、実際の仕入れの現場でも主要な食材の平均で前年同月比13.7%の上昇を確認しており、現時点では値上がりの少ない食材を代用するなど工夫して対応していますが、それでも5.93%の上昇の影響を受け、大変苦慮している状況であります。一方で、言うまでもなく給食費の値上げは現状としては困難であることから、今回の交付金の活用も含め、学校給食の品質保持と円滑な実施のための方策を検討する必要があります。

こうした学校給食等の負担軽減などを含め、住民に対する生活者支援の方法も大きく2つあります。

1つは、物価高騰に対応できるよう直接給付する方法、もう一つは、減免などすることで通常であれば本来支払うべきの費用相当分を物価高騰分に補ってもらい間接給付の方法です。現在はこのような給付方法も踏まえ、学校や保育園など給食食材高騰対応事業、ごみ袋配付事業、水道料金減免事業、高齢者キャッシュレス決済事業及び外出促進事業など支援策をリストアップし、公平性も高く、より効果的な支援策を検討しているところです。

議会からもこれ以外に何か御提案がございましたら、併せて検討させていただきます。実施

する事業につきましては、具体的に方針が決まり次第、議会に上程を行い、年度内に実施する予定であります。改めて御審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

詳細にわたる御答弁ありがとうございます。

現在検討中ということでありませうけれど、今回の実施計画の提出期限は7月 29 日というふうに聞いておるんですけど、いつ頃までに決定して、この予算は使うのは年度内の予算の支出でいいということになるんでしょうか。29 日が期限というふうに聞いていますけれど、検討中の課題の決定をいつ頃予定をされているかお伺いしたいと思います。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

再質問にお答えさせていただきます。

現在いろんなものと公平性、それからお金の配分、そういったものをいろいろ議論しております。今月中にはある程度の方向性をもって議会、臨時議会になるのか、どういうふうになるのか、そこら辺も含めてまた検討させていただきますのでよろしくお願いいたします。

[10 番議員挙手]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

なかなか難しい問題でありますので、あっちがよければこっちがよくないとかということになって、本当に公平性を住民の方に感じていただけるような今回の予算の使い方ということでありますので、皆さんの暮らしを守るためにしっかりと検討していただきまして、実施していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時といたします。

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

午前中に引き続きまして、私の一般質問をさせていただきます。

本年 4 月から岐阜県より御嵩町に赴任されました田中克典企画担当参事に質問させていただきます。

質問に入る前に、田中参事の経歴について少し述べさせていただきます。

田中参事は県建設政策課における建設業法等に関する許可、指導業務を皮切りに、揖斐県事務所では消防防災、市町村合併、交付税等の税制、行財政、その後、人事課を経た後、東京事務所付で政策研究大学院大学へ派遣され、公共政策修士号を取得、その後、県選挙管理委員会に在籍する中で併任ではありましたが、全国育樹祭事務局、全国スポーツ・レクリエーション大会事務局においてイベント実施等にも携わられてこられました。その後、子育て支援課においては少子化対策、県子育て支援計画の作成・実施、さらには商工政策課では部内の取りまとめ、議会対応、さらにその後、県庁舎開設準備課で物品調達、運用管理計画を手がけられ、現在は可茂県事務所付で御嵩町へ派遣されてきておられるという経歴であります。

私が簡単に申し上げました経歴等に間違いがありましたら、後ほど答弁のほうで訂正等していただければよろしいかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上の経歴、私が察するには、田中参事は地方自治体の行財政運営について幅広い分野での知識と経験をお持ちで、御嵩町にとって大変有為な人材であると私は考えております。

過去においては、御嵩町は産業廃棄物処分場問題で揺れ動き、住民投票まで行い、一時期は県と険悪の関係に陥った経緯のある御嵩町であります。それでも現御嵩渡邊町政発足以降、その努力の甲斐あって全国でも例を見ない全額が国費、県費で賄われる亜炭廃坑対策事業、いわゆる地下空洞充填予防事業の継続的な実施、さらには事業費の約 90%を国と県の補助金が占める願興寺本堂の改修事業が現在も着々と行われています。

一方、先ほどちょっと一般質問にもありましたが、地下を通過するのみで直接的なメリットが見いだせないなどと言われる J R リニア中央新幹線建設事業の残土の受入れ問題はもとより、緊急防災・減災対策事業債等の有利な起債を頼みとする新庁舎建設事業、伏見小学校大改修事

業といった莫大な経費を要する大事業に、これからまさに取りかかろうとしております。御嵩町に赴任され、2か月余りですが、人口約1万7,000人の小さな基礎自治体としての御嵩町ですが、ずばりこの町にどのような感想を持たれましたか。忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

財政状況についても、健全財政のバロメーターと言われる財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率、さらには地方債残高、基金残高等、御嵩町の懐具合を御覧になってどのように感じられましたか。特に御嵩町の財政力指数0.65、最近はこのくらいですが、県内の市町村の平均と比べて高いと言われるようなこともあります。国からの地方交付税なくしては成り立たない財政運営であるということは言うまでもありません。亜炭廃坑対策事業、願興寺本堂改修事業といった大型プロジェクトが進められている中、移転を伴う新庁舎建設、老朽化が進む伏見小学校大改修にあえて取りかかろうとしております。その財源は、交付税措置率の高い起債を主な財源としております。これらの重大施策の実現には、国・県の後ろ盾なくしてはなし得ることはできません。その実現のためには、国と県との橋渡し役として田中参事に思う存分活躍していただきたいことを、私、一議員として大いに期待しております。

まだまだ赴任されて2か月余りですが、御嵩町の職員として今後どのように重要施策の実現に取り組んでいただけるのか。その思い、抱負等をお聞かせ願えれば幸いです。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

それでは、安藤議員の質問にお答えさせていただきます。

議員からは私の経歴につきまして御紹介いただきました。身に余る期待のお言葉を頂戴しましたこと、またこのような議場の場で取組への抱負等を述べさせていただく機会を頂戴しましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

さて、日々の業務に追われる中、自身の経歴を振り返る機会はなかなかございませんが、このたび改めて振り返りますとその一つ一つが貴重な経験であり、県や町の区分に関係なく地方自治行政に従事するために必要な力を形づくり、またその全てが役立っていると感じるところでございます。

御紹介にあずかりましたとおり、私は県庁以外の場所ではこれまでに2か所で勤務してまいりました。1つ目の揖斐県事務所では、揖斐郡管内の揖斐川町、大野町、池田町の3町で行財政等の運営を支援する業務に携わってまいりました。2つ目でございますが、東京での政策研

究大学院大学では、まちづくりを主として公共政策を研究、学んでまいりました。このたび3つ目となる御嵩町におきまして、私自身何ができるのか非常に楽しみでして、微力ではございますが、今までに培いました経験の全てを注力してまいりたいとの思いでございます。

4月に赴任しましてから2か月半ほど経過いたしました。この間、町内をできる限り歩いて見聞きし肌で感じるようにしたいと思ってまいりました。そこで、昼休みなどを利用して時間の許す限り各施設や史跡などを巡っているところでございます。訪れることができましたのはまだ一部でございますので、これからもっと広く多くの場所を訪れることができたらと思うわけではございますが、心休まるすてきな場所を見つけましたので、少し御紹介させていただきます。

近くにおきましては、役場の裏山にございます若宮八幡神社のすっと伸びた石階段は趣があり、鳥のさえずりと色鮮やかな新緑が心和ませてくれます。さすがは良好な環境の保全と快適な環境の創造をうたう条例を持つ町だと思った次第でございます。

足を進めまして、登り切りました先には大きな谷山防災ため池を見つけまして、釣り糸を垂れる太公望の皆様が数多くいらっしゃいました。住みやすいのどかな町の風を感じたところでございます。

さらに足を延ばしまして約600年もの歴史が薫る大智山愚溪寺の臥竜石庭は、白砂の枯山水が非常に美しく、奏でる風鈴の音が格別でございました。また、約1,200年もの歴史ある願興寺では、現在本堂を解体修理し、往時の姿に復元させる取組中と伺い、その完成した姿を想像いたすとともに、境内に貼られたイベント案内のチラシも拝見し、地元の皆様に親しまれた姿が印象的でございます。

ほかにも中山道御嶽宿について学ぶことができるみたけ館も興味深く、またかつて我が国の産業振興を支えた亜炭鉱採掘での運搬の面影残る名鉄御嵩口駅など、文化、歴史的価値を持つ施設が集まっておりまして、点在する地元ならではの史跡や町並みなどと組み合わせた観光面でのポテンシャルは非常に高いものと感じております。

加えて、町内には地理的な発展アドバンテージがございます。一大消費地である名古屋や岐阜と連結しました名鉄広見線が走っており、これは公共交通の地域財産だと思っております。また、県内外の主要供給地を結ぶ東海環状自動車道の整備が進む中、可児御嵩インターチェンジもあり、新旧の主要国道が東西に延伸した交通網は非常に利便性が高いものと存じます。その上で西部を中心にラスパ御嵩などの商業施設やみたけの森など森林里山が身近にあり、暮らしやすさや住みやすさのポテンシャルも高いものと感じました。

暮らしやすさや住みやすさにつきまして、もう一言御紹介させていただきますと、わいわい館や健康館、ふらっとハウス、中公民館、御嵩公民館など、予約もなく飛び入りで立ち寄せ

ていただきました。いずれの運営の皆様も急なことにもかかわらず、気軽に見学させていただき、館の成り立ちや利用状況などを丁寧に教えていただきました。このように本町は、御嵩駅や御嶽宿をはじめ、外部との交流の窓口を昔から持っていましたので、外部から訪れた者を親切にお迎えするDNAがあるのではないかとと思う次第でございます。

いずれにしましても、西濃と中濃の違いはございますが、私がかつて勤務いたしました揖斐川町はじめ、ほかの市町村と比較しましても、本町のポテンシャルは負けていないとの認識でございます。

続きまして、本町における重要施策等の実現に向けた取組への抱負等についてお答えさせていただきます。

議員御質問いただきましたとおり、本町は今、将来を見据えて進めていかなければならない重要施策がめじろ押しとの認識でございます。政府の地震調査委員会におきましては、本年1月に南海トラフ巨大地震で今後40年以内にマグニチュード8から9級の地震が発生する確率を前年の80、90%から90%程度に引き上げる公表を行っております。発生の危機が迫っているとされます南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡防災対策事業の早期かつ着実な実施は、町民の皆様の命と財産を守るため待ったなしの事業でございます。同じく移転を伴います新庁舎建設事業や伏見小学校の大規模改造事業につきましても、防災対策を担う上で最も重要な本部機能の拠点強化し、また未来を担う子供たちの命を守るためにも待ったなしの事業でございます。

加えて、先日6月11日にはJR東海の主催で中津川市におきましてリニア岐阜県駅の着工式が執り行われました。国・県・関係市町の関係者が集ったわけでございますが、本年4月からは瀬戸トンネル工事ほか2か所での事故調査を踏まえ、安全確保のため一時停止されておりました県内他市でのトンネル工事が再開されました。御承知のとおり、JR東海からは町内の美佐野工区で発生いたしますトンネル工事に係る発生土置き場につきまして、工区近くに設置したいとの提案を受けております。JR東海からの提案は受入れを前提に協議してまいります。このように周りの状況が大きく動いている中、町民の皆様の御理解をいただくことも同じく待ったなしの事業でございます。いずれの事業につきましても、本町の将来に関わる大きな事業でございます。町のみならず、国や県をはじめ様々な関係機関や多くの関係者の方々との綿密な調整が必要と考えますとともに、町民の皆様や議員各位に御理解いただくことが不可欠との認識でございます。一方でそれぞれが待ったなしの事業でございますので、議論のプロセスを大事にしまして、丁寧に一つ一つの課題を解決しながら着実に進めてまいりたいという決意でございます。

最後になりますが、町長からは赴任に際して重要施策を確実に進めるよう御指示を頂戴しま

したのはもちろんでございますが、これまでの範囲にとらわれることなく、企画調整担当参事として自由に動き回り新しい施策を手がけることも期待しているとの御指示も頂戴しております。令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の患者が国内で初めて確認されて以来、感染の波に強弱はございますが、約2年半にわたってはまだコロナ禍にあります。引き続き感染防止のための警戒を怠ることは決してありませんが、ここに至っては感染症との共存を前提としたコロナ後の社会の在り方、経済活動へそろそろシフトしていかなければならない時期ではないかと感じているところです。

そこで本町における重要施策を踏まえつつ、コロナ後の町の姿を見据えた上で本町が持つポテンシャルを生かすことができるよう広域交通や観光、雇用、経済など、簡単ではございませんが、柔軟に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

さすがに歯切れのいい御答弁ありがとうございました。

再質問は何もございませんが、一つちょっとお願いしたいんですけど、一応我々の期待に沿うような活動の動きの一環として、はっきり言って町長になかなか物申せないようなところがあるかもしれないですけど、ずばずば町長とも対立してよろしいですから、意見をはっきり言えるような参事になってほしいと私は思っておりますので、町長とけんかしてもいいですから頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで安藤信治君の一般質問を終わります。

それでは最後の質問者になりました。

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

今回は教育行政について質問いたします。

教育は重要であるという認識は多くの方が持っているかと思えます。日本では義務教育ということで、国民は教育を受ける権利、教育を受けさせる義務を有しています。では、日本の目指す教育とはどのように定義されているのでしょうか。まずは法律からひもといていきたいと思えます。

教育基本法前文においては、我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するとあります。

また、第2条では、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。1. 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2. 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3. 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4. 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5. 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととしております。日本国民として、あるいは御嵩町民としてこのような姿でありたいと思います。

さらに同第16条3項では、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないと定めていますので、教育基本法の定める教育目標を踏まえつつ、それぞれの自治体に教育の在り方の裁量を持たせている形であることが分かります。このため、教育委員会は非常に重要な組織であると言えますし、そのトップである教育長の職責は非常に重いものと分かります。

法律や岐阜県の定める教育振興基本計画を織り込みながらつくられたものが町の「21世紀御嵩町教育・夢プラン」第4次改訂版であると思います。このプランには学校教育20の重点事項、76の事業、家庭教育6の重点事項、14の事業、社会教育15の重点事項、58事業、合計41の重点事項と148の事業があると「朝霧」で教育長が紹介されております。さすがに全てを精査していくには、一般質問の時間では到底足りませんが、地域との触れ合い、郷土を愛する心を育てる、教職員の勤務環境の改革と資質向上に努めるといったことは非常に大切なことだと思います。そして、プランにおいてこれらの事項のたどり着く先は「笑顔」であるとされています。また、そのために町の目指す人間像として、みんなで学び合う姿、助け合い思い

やる姿、健康で磨き合うと定めています。

百聞は一見にしかず、昨年 11 月 29 日の伏見小学校の御嵩町学力向上推進事業拡大交流会兼御嵩町 I C T 情報教育推進モデル校事業公開授業を思い起こすと、まさに笑顔がよく見られたことを思い出しました。教育・夢プランが徹底されていることが分かり、非常に頼もしく思いました。笑顔、つまり楽しんでやることが学習効果を高めることにつながると思います。また、大人になると失いがちな 3 つの姿を忘れず大切にしていきたいと個人的には強く願います。

前任者、高木教育長より教育長職を引き継いで 2 か月間、恐らく改めて教育行政の勉強を相当されていると想像されます。また、3 月まで伏見小学校の校長を務められており、教育現場のことも熟知されていると思います。今現在も教育行政と教育現場の両方の感覚をお持ちかと思えます。笑顔を大切にしていける姿は既に表明されていますが、笑顔のためにどのようなことに力を入れていかれるのでしょうか。また、そのほか教育長として、どのようなことを大切にしていけますか。所信をお答えください。

また、「21 世紀御嵩町教育・夢プラン」について、どのようにお考えですか。計画の P D C A はもとより、教育長としてこの 2 か月間、教育・夢プランを勉強され直したことも踏まえて、今後特に力を入れていきたいことなど、どのようにお考えでしょうか。教育長自身の所感をお伺いします。

平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画でも示されているとおり、ある程度未来の社会を見据えた教育が求められると思います。日進月歩進化していくテクノロジー、より顕著となる人口減少、高齢化、地域間格差、これらの社会変化、社会問題に対応できる教育を行えなければ国の衰退を招きますので、教育の役割はより重要となっていくかと思えます。そして、I C T を活用した教育、いわゆる G I G A スクールは、まさに時代の変化を鮮明にするものであります。昨年の 12 月議会で I C T を活用した教育について、前任の高木教育長に質問させていただいた経緯があります。非常に熱心に御答弁いただきましたので、学校教育でタブレットをどのように活用しているかは理解できました。また、質問時点で 29 台のタブレットの修理が必要であったことや、物理的な学習スペースの不足、あるいは目の健康といった課題も確認できました。そのほかにも課題はあろうかと思いますが、どういった課題がありますか。また、I C T を活用した教育についての現状をどのようにお考えでしょうか。

I C T を活用した教育についての将来像も 12 月議会で質問させていただきました。1 点目、I C T を文房具として自由な発想で活用できるように授業改善に生かすようにします。2 点目、スタディーログなど教育データを活用した個別最適な学びを充実していきます。3 点目、学校の授業時間内で対面指導に加え、遠隔授業やオンデマンドの動画教材などを取り入れた事業に挑戦していきます。4 点目、不登校児童・生徒、障害のある児童・生徒、日本語指導が必要な

児童・生徒を支援するためにICTをより活用していきます。以上、4点の御答弁をいただいております。スタディーログ、遠隔授業といったことは、まさにICTの活用であり、逆にテクノロジーを使いこなせるか、使いこなせないかで学習の格差ができるおそれがあります。テクノロジーをいかにして活用できるかが非常に大きなポイントとなると思います。積極的に外部とつながることが関わる児童・生徒の人数という意味で、閉塞的になりがちな学校というコミュニティをより広げることになるように思います。私個人としては、考えることの楽しさや学校の外にも広い世界が存在することをより感じてほしいと願っています。かつて前任の高木教育長に質問いたしました。半年の時間がたっており、またICT情報教育推進モデル校である伏見小学校の校長を務められていました奥村教育長ならば違った視点もあるかもしれないと思い、再度質問させていただきます。改めて、ICTを活用した教育についてどのようにしていかれるか、将来展望や重点としたいポイントをお尋ねします。

4点質問いたします。

1点目、教育長としての所信をお答えください。

2点目、「21世紀御嵩町教育・夢プラン」第4次改訂版について、評価、課題やその対応策、特に力を入れたいことなど、教育・夢プランについての所感をお答えください。

3点目、ICTを活用した教育についての現状について、課題や所感をお答えください。

4点目、ICTを活用した教育について、今後どのようなことを計画していかれますか。課題の改善計画や将来像へのアプローチとして、力を入れるポイントなどをお答えください。

以上4点、笑顔を変えて御答弁お願いいたします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

大変緊張して立っております。笑顔を変えてという清水議員のお言葉にほっとさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、清水議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育長に就任をし、2か月ほどがたちました。この僅かな間にも教育行政に携わる者として多くの貴重な体験をさせていただき、改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。5月には町内の全ての小・中学校の訪問をいたしました。どの学校でも子供たちが落ち着いて学校生活を送っており、また先生方も生き生きと子供たちと関わっている姿を目にすることができました。この2年間、コロナ禍の影響で中止や変更を余儀なくされてきた学校行事や体験活動、校外学習等も感染対策を講じながら積極的に実施されるようになってきております。

先月には上之郷中学校と向陽中学校が修学旅行に行ってきました。共和中学校では体育大会が実施されました。小学校でも町探検や施設見学など、身近な地域での校外学習を積極的に実施しております。また、学校教育同様、家庭教育、社会教育においても家庭教育学級や公民館活動、各種スポーツや文化に関する活動等、感染予防の対策を講じながら実施していく動きが加速してきております。

教育はまちづくりの根幹をなす重要な役割を担っております。御嵩町に住んでよかった、御嵩町に住んでみたいと町内外の皆様に思っただけけるよう、教育の質の向上、教育環境のさらなる充実のために夢プランに描かれている笑顔を求めて諸事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

それでは、御質問の教育長として笑顔のためにどのようなことに力を入れていくのか、教育長としてどのようなことを大切にしていくのかについてお答えをさせていただきます。

伏見小学校在職中、コロナ禍であっても笑顔を絶やさず意欲的に学習に向かう子供たちの姿や、そうした子供たちを支え、見守り、学校のために力を尽くしてくださる保護者や地域の方々にお会いし、子供たちの持つ可能性のすばらしさや保護者、地域の皆様の学校への温かい思いを改めて感じました。こうした子供たちや保護者、地域の皆様の姿や思いに応えていくためにも、次の3点に力を入れていきたいと考えております。

第1は、ICT教育の充実を図り、子供たちの学力の向上を目指すということです。学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されております。学習指導要領では、これからの時代を生きていく児童・生徒に必要な資質、能力を3つの柱、知識及び理解と思考力、判断力、表現力、そして学びに向かう力、人間性等の内容で整理されています。さらによりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質、能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと、また各教科等の指導に当たっては、資質、能力が偏りなく育成されるよう、児童・生徒の主體的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが示されております。

また、学習指導要領の実施に伴い、令和3年1月26日に中央教育審議会から出された令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現の答申では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを目指すことと示されています。

子供たちにとって、これから求められる資質、能力を育成し、学力の向上を図っていくことは最重要の課題であり、そのためのICT教育の充実が重要なポイントだと考えております。町内の各小・中学校ではネットワーク環境及び1人1台のタブレットが整備され、日々の教育活動で積極的にICTが活用されています。ICTは毎時間の授業、オンライン授業、地域、学校間などの遠隔交流、不登校への対応、教員の業務改善など、活用の範囲は広く、今後実践を通してICTの様々な活用の仕方を探っていくことが必要だと考えております。その中でも子供たちにとって個別最適な学習、協働的な学習が行き届くよう授業におけるICTの活用、効果を高めていく実践を重視していきたいと考えております。

力を入れていきたいことの第2は、人権を尊重する心を大切にしていくということです。新型コロナウイルス感染症に端を発する差別や偏見、いじめ、SNSなどによる心ない誹謗中傷などが子供も大人も含めた社会的な問題となっております。誰もが笑顔になるためには互いを尊重し、互いに支え合う温かい人間関係を築いていくことが重要です。学校では、道徳教育の充実やひびきあい週間の取組の充実を図り、人権を守る意義や大切さ、命を尊重する心や姿を育んでいきたいと思っております。また、学校教育だけではなく、人権講座や人権講演会など、広く町民の皆様と人権について学んだり考えたりする場を大切にしていきたいと思っております。

力を入れていきたいことの第3は、ふるさと教育を大切にしていくということです。保護者、地域の皆様の学校や子供たちを支える献身的な姿や思いの強さは御嵩町のすばらしさであり、大きな財産だと感じております。また、御嵩町の豊かな自然に触れたり、歴史や文化を学んだり、スポーツに親しんだりすることも地域との絆を深め、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいくことにつながっていきます。温かい人間関係に包まれた町で育ち、豊かな時間や場を共有することで、ふるさとへの思いは自然と育まれていくものだと思います。ふるさと教育は学校教育の場だけではなく、家庭教育、社会教育の場でも推進されるものだと考えております。そのためには、地域学校協働活動や地域における各種活動を核にして、地域と学校の連携を強化し、ふるさと教育の充実を図っていきたいと考えております。

地域学校協働活動とは、平成29年3月に改正された社会教育法に規定され、文部科学省のガイドラインには地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働を行う様々な活動であると定義をされています。御嵩町では、各地区の公民館に地域推進員を委嘱して、協働活動を推進しております。こうした地域学校協働活動や公民館行事、各種文化活動やスポーツ活動への参加等、子供たちが地域とつながる場の充実を通して、ふるさとへの誇りや愛着を深め、子供も地域も元気になれる御嵩町を目指していきたいと考えております。

力を入れていきたいこと、大切にしていきたいこととして3点述べさせていただきました。学校、家庭、地域の皆様の声に耳を傾け、願いを共有しながら子供たちの健やかな成長、町民の皆様の笑顔の実現に向かいたいと思っております。

次に、御質問の「21世紀御嵩町教育・夢プラン」の第4次改訂について、所感をお答えさせていただきます。

「21世紀御嵩町教育・夢プラン」は、本年度、第4次改訂の2年目に入っております。夢プランは御嵩町の教育行政を推進していく根幹として位置づくものであり、教育委員会はこの夢プランに沿って各種事業を推進しているところであります。この2年余り、コロナ禍において中止や変更、または縮小をせざるを得なかった事業も数多くありましたけれども、昨年度の評価結果では、実施できた事業についてはおおむね良好な評価を得ることができました。また、一方で課題として考えておりますことは、社会の進展や時代の要請が目まぐるしく変化する中、例えばICT教育の進化や中学校部活動の地域移行、子育て支援など、夢プランも社会の変化や要請に合わせて随時更新していくことが必要だということでもあります。教育委員会では、夢プランの進捗状況について定期的に交流し、成果や課題、今後の方向等をその都度検討してまいります。また、多岐にわたる具体的実践事項についてもPDCAを通し、国の政策の方針やこれからの社会の変化を見通しながら精選を図っていきたいと考えております。

次に、御質問のICTを活用した教育について、現状の課題や所感についてお答えをさせていただきます。

ICT教育の進展は1人1台端末の整備が整うと同時に、各教材会社によるICTを活用した教材開発や通信関係業者の様々なハードやソフトの開発が目まぐるしく進んでおります。それとともに学校における授業をはじめとした教育活動にも大きな変化が生じてきております。ノートからタブレット、鉛筆からタッチペン、あるいはキーボード、対面からオンラインなど、思考するツールや表現、伝達の方法等の新しい学習のスタイルは、情報化社会を生きていくこれからの子供たちにとって必要不可欠なものです。また、一方で紙に実際に文字を書いて思考する、顔と顔を突き合わせて伝え合ったり、課題を解決したりしていくという、これまで進められてきた学習のスタイルも、子供たちの成長や学力の向上にとって大切な学び方だと考えております。双方のメリットをバランスよく取り入れた教育を大切にしたいと考えております。

ICT教育における課題は、端末やシステムの不具合、故障や修理に対するサポート、物理的な学習スペース、目の健康、情報モラル教育等が上げられております。中でも、教員のスキルアップとICTを活用した授業改善は、重要な課題であると捉えております。新型コロナウイルス感染症の拡大により、GIGAスクール構想が大幅に前倒しされ、学校におけるICTの導入が一気に進みました。そのスピード感に対応し切れず、苦慮している教員も少なくない

というのが学校現場の実情でもあります。学校内外の人材を生かしながら、ICT活用に関わる研修を充実させ、議員御指摘のように子供たちの学びに格差が生じないよう教員のスキルの向上に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、御質問のICTを活用した教育について、今後どのようなことを計画していくか。課題の改善計画や将来像へのアプローチとして力を入れるポイントについてお答えをさせていただきます。

課題に対する改善につきましては、前の質問でお答えしました諸課題について、高木前教育長が令和3年第4回定例会で答弁されております。新規児童・生徒用機の購入の際の規格の検討、学習用具の机上の整理整頓や情報モラルも含めたタブレットの利用の約束、教員への研修等、対応を進めているところであります。タブレットの修理やネットワークトラブルへのサポートについては、本年度より国のGIGAスクール運営支援センター整備事業を活用して、可児市と連携をしながら民間事業者にトラブルへの対応、ヘルプデスクの運営、故障への対応等を業務委託し、運用を開始しているところであります。教育委員会内にもパソコンに堪能な職員を配置し、学校からの相談を受ける体制を整えております。また、教員のスキルアップについては、ICT支援員の派遣、校内研修の充実、各校の校内研究会への指導主事の参加等を通して、実践的な活用研修を行ってまいります。加えて先進的な実践事例を収集し、情報発信も積極的に行ってまいります。

ICTを活用した教育の今後については、ICTを活用した教育の可能性は、さきに述べさせていただきましたように幅広く考えられます。その中において、授業改善を最も力を入れていきたいポイントと考えております。現在、ICTを活用した授業で見られる多くのスタイルは、教員が授業の分かりやすさや効率化を図るためにICTを活用する授業です。例えば、動画を見せることによって問題場面をより具体的に把握させたり、実験観察の手順をより分かりやすく理解させたり、ネイティブの英語の会話を視聴させたり、リアルタイム把握やポジショニングで子供たちの実態把握をスムーズに行ったりするというような授業です。今後さらに追求していかなければならないと考えるのは、子供たちが自らの学びをICTを活用して獲得していく授業だと考えております。子供たち自身が課題を発見したり、情報を集めたり、分析やまとめをしたりしながら、個別にじっくりと取り組んだり、仲間と協働しながら取り組んだりしていくためのツールとしてICTの効果を期待するものです。教員には、授業に対する創意工夫や発想の転換が求められていると考えております。議員も言われましたように、ICTを活用して考えることの楽しさや世界の広がりを実感し、主体的な学びを獲得していく学習を通して、子供たちの笑顔が輝く学校を目指していきたいと考えております。

最後に、今回清水議員には教育長就任に当たり、所信を述べさせていただく機会をいただき

ましたことに感謝申し上げます、私の答弁を終わります。ありがとうございました。

〔1 番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

かなり多岐にわたる質問だったので、ちょっと大変だったかと思いますが、非常にありがたい御答弁をいただいたと思います。

いろいろある中で、地域との連携や、あと地域の歴史とか文化とか、そういったことに触れるということも御答弁の中で出てきましたけど、この辺に関してちょっと私が分かっていないだけだと思うんですけど、学校の先生方ってみんながみんな御嵩町の方ではないので、例えば赴任されてきた新しい方もそうですし、今現在も何年も学校におられる方でも、どれぐらい地域のことについて知っているかというのは結構難しいことかなと思いますよね。そういった中で、例えば教育委員会とかでそういうサポートというか何かマニュアルで、この地域にはこういう、例えば歴史がありますよとか、地域でこういう活動をされていますよというような紹介とか、そういうことはやられているかどうか、ちょっと確認程度で申し訳ないんですけど、まず1点目、それを教えてください。

議長（高山由行君）

再質問に対する答弁を求めます。

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

今ふるさと学習において、そのガイドになるもの等については、どのように準備があるのか、またどのような対応を取っているのかということであったかと思いますが、例えば共和中学校が中山道を題材に教材化できないかということで、本年度から新たに総合的な学習の時間で取り組んでおります。そうした中で、やはり今おっしゃられたように、なかなか地元にも明るい職員等がいたりすることというのは少ないですので、中山道みたく館から学芸員を招聘して案内をしてもらったりとか、また町内の各名所についてのパンフレット、こうしたものを活用しながら、まず子供も自ら学びつつ、また職員についても共に学んでいくというような、そういう地域の人材を生かした、あるいは教育委員会の中にある組織を生かしながら、活用してもらいながら学習を進めていると、こういうようなところが各学校でも取り組んでいるというような現状でございます。

[1 番議員挙手]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

ありがとうございました。

また、御答弁の中で結構やっぱりコロナというところの影響が出てくる、それを今乗り越えて、コロナと共存というとあれかもしれないですけど、そういうふうにシフトしつつやられているということで、あまり脱線するとよくないんですけど、これ以前の全員協議会で教育・夢プランの評価というのを見させていただいた中で、やはりコロナで体力が落ちているというようなところもあったので、本当に大変な時期でありまして、教育委員会としてもその判断が難しいところはありますけど、やはりコロナとともに、ウイズコロナかというようなところは本当に難しいと思いますけど、しっかりやっていただきたいなと思います。

あとはICTのことにに関して、当然ながらICTを活用した教育ということで、新しいテクノロジーも大切だけど、やはり旧来の授業で得られていることも大切、そのバランスが大切だということは非常に共感するところでありました。テクノロジーの進化が早過ぎて、教職員の方はついていくのも大変だなと思いますけど、この辺は研修をいかにして提供できるかという、教育委員会のサポートが非常に大切になってくるかと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後のほうにICTを活用して、児童・生徒の方が自ら課題を見つけて、それを自らとか仲間乗り越え獲得していくという、その姿がすごく新しいというか、子供たちもそれができると楽しくいろんなことを学べるなということを非常に思います。やはり与えられた課題よりも自分で何がしたいか、どんなことがしたいか、それをやっていけるというのがすごく世界が広がっているなということが非常に分かって、非常に有意義な時間であったなということを思いました。これは質問ではありませんので、この辺で一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月17日に開会しますのでよろしくお願いします。

これにて散会をいたします。御苦勞さまでございました。

午後 1 時 57 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄

